

資料3

厚生・産業常任委員会資料  
平成24年(2012年)3月12日  
健康福祉部障害者自立支援課

---

新・障害者福祉しがプラン  
(案)

---

平成24年(2012年)3月

滋賀県健康福祉部  
障害者自立支援課

# 新・障害者福祉しがプラン (案)

## 全体構成

<b>I はじめに</b>	<b>1</b>
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨	2
3 計画の位置付けと構成	3
4 計画期間	3
5 計画の推進体制と進行管理	3
6 障害者制度改革等への対応	5
<b>II 基本構想</b>	<b>7</b>
1 現状と今後の課題	7
ア 暮らす	7
イ 働く	9
ウ 活動する	11
エ 共生のまちづくり	13
現状と今後の課題を踏まえて	15
2 基本理念	16
3 基本目標	16
<b>III 実施計画</b>	<b>19</b>
1 主要施策の方向	19
i 地域で暮らす	21
ii 地域で働く	33
iii 地域で活動する	37
iv 共生のまちづくり	43
2 重点プロジェクト	53
3 指標と数値目標	67
4 事業量見込み	71

## I はじめに

<ともに生きる地域社会に向けて>

障害とは、病気やけがから生じる個人的な問題と考えられてきました。

しかし、一方、障害は社会によって作られた問題であり、社会を変えていくことが大切であるという考え方（WHO「国際生活機能分類」2001.5）も一般的になっています。

例えば、生活をサポートする様々な支援の仕組みや、コミュニケーション支援、バリアフリーのまちづくりによって、障害がある人も地域で自立し、自分らしく生きることができるようになります。地域社会が障害への理解を深め、そして、障害のある人となない人が、互いに尊重し合う共生社会の実現へとつながるはずです。

こうした考え方は、改正障害者基本法（平成23年8月公布）に盛り込まれました。障害のある人がどこで誰と生活するかや、手話を含む言語などのコミュニケーションの方法について、できる限り選択の機会を確保すべきこと、さらには、障害を理由とする差別をなくすため、社会的な障壁を取り除くよう努力すべきことなどが明記されたのです。

今、この考え方を、障害者の豊かな暮らしづくりに一層活かしていくことが求められています。

この滋賀の地には、共生社会づくりに向けていち早く取り組んできた、糸賀一雄氏をはじめとする本県障害者福祉の先人たちの思想と実践があります。こうした取組を今後のさらなる発展に生かし、ともに生きる地域社会づくりを目指し、これからの本県の障害者施策の指針として、新・障害者福祉しがプランを策定するものです。

### 1 計画策定の背景

障害のある人をめぐる環境は今、大きく変化しています。

措置から契約へとサービスの提供方法が大きく変わり、さらに平成18年には障害者自立支援法が施行され、従来障害種別で分かれていた障害福祉サービスは、市町を主体として一元的に提供されるようになりました。サービスはより身近なものとなり、それを選択する利用主体としての意識も、障害のある人の間で定着しつつあります。

一方、障害のある人が地域で安心して生活し、それぞれが望む生き方を実現できる社会へは、まだ課題も多く残されています。サービス提供体制の充実や障害者理解の促進、福祉のまちづくりの推進など、障害者施策の総合的な取組が一層求められています。

こうした中、国においては、障害者権利条約の締結に向け、障害者制度の集中的な改革が進められており、障害者基本法の改正をはじめとする法整備が進行し

ています。障害者自立支援法の見直しを含め、制度の枠組みは一新されようとしています。

こうした障害のある人を取り巻く環境の変化や、新しい枠組みへの対応などを踏まえつつ、本県における新しい障害者施策の指針を示すことが求められています。

ア 障害者自立支援法の施行から6年が経過し、その目的とした地域における自立生活、社会生活の実現に向け、本県におけるこれまでの成果や課題を踏まえ、今後の方向性を総合的に示すことが必要です。

イ 障害者基本法の改正(H23.8)により「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という理念が明示されました。また、障害者が文化芸術活動の担い手であることや文化芸術活動への支援も明記されました。

さらに、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律が制定(H23.6)され、「虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要である」として虐待禁止にかかる措置等が定められました。

こうしたことから、障害のある人をかけがえのない個人として尊重し、その自立と社会参加、権利擁護の一層の推進を図ることが強く求められています。

ウ 国の障害者制度改革の進展により打ち出される新しい障害福祉の枠組みを見据え、「制度の谷間、空白の解消」や「本人のニーズにあった支援サービス」の実現に向けた対応が必要です。

また、これら制度見直しまでの間における措置として改正された障害者自立支援法、児童福祉法に伴う相談支援の機能強化や新サービス、施設の再編等に対応しつつ、施策の一層の推進を図る必要があります。

## 2 計画策定の趣旨

こうした背景を踏まえ、障害者福祉しがプラン（計画期間：平成19～23年度）の進捗状況を検証し、その成果と課題を踏まえ、障害のある人が地域でいきいきと生活できるよう、障害のある人もない人も互いを尊重し、理解し、助け合うことのできる共生社会、ノーマライゼーションの理念に基づく地域社会の構築に向け、新たな障害者施策の指針および実施計画として、新・障害者福祉しがプランを策定します。

ア 障害者自立支援法の施行6年間の状況および現在進められている法改正を踏まえるとともに、今後の国の障害者制度改革の進展を見通した内容を盛り込むこととします。

イ 当事者参画の考え方のもと、障害のある方や関係者の声を生かし、障害者自立支援協議会の意見の反映を図ることとします。また、市町計画と連動し、数値目標や事業量を設定します。

ウ 我が国の障害者福祉の草分けである糸賀一雄氏らの思想と実践をはじめ、福祉圏構想に基づく地域福祉の推進や、利用者・事業者と一体になって進めた地域ニーズに即した取組など、本県の障害福祉の歴史を踏まえ、そのさらなる発展を目指します。

そのために、各地での具体的な取組事例を盛り込むことで、それらのさらなる広がりや深まりを呼び込むよう発信します。

### 3 計画の位置付けと構成

本プランは、本県施策の総合的な基本指針である「滋賀県基本構想」との整合のもと、障害者施策を総合的に推進するための計画です。

このうち「Ⅱ基本構想」部分は、本県における障害者施策の基本的な方向を定めるものであり、障害者基本法第11条第2項に基づく都道府県障害者計画にあたります。

また、「Ⅲ実施計画」部分は、基本構想を実現するための個別施策の方向性等を示すものであり、障害者自立支援法第89条第1項に基づく都道府県障害福祉計画にあたります。

### 4 計画期間

平成24～26年度の3年間とします。

また、計画期間中であっても、社会情勢の変化や福祉を取り巻く環境の変化に対応するため、必要があれば適宜見直しを行います。

### 5 計画の推進体制と進行管理

本プランの推進にあたっては、障害者基本法に基づく合議制の機関を設置して、障害のある当事者や関係団体の参画のもとでの施策の推進状況の監視により適切に進行管理を行い、推進を図ります。

ア 県の関係部局による滋賀県障害者施策推進本部による連絡調整や、滋賀県障害者自立支援協議会等における現場課題に即した関係機関の協議により、福祉、医療、労働、教育等の各分野の連携を図り、適切に進行管理を行いながら推進します。

イ 「暮らす」「働く」「活動する」「共生のまちづくり」の各側面での成果指標、および、その推進に向けた取組事項にかかる目標値を設定し、年度ごとに計画の進行管理を行います。

ウ 各年度の達成状況について評価し、障害のある当事者や関係団体の参画も得

て議論しながら、次年度以降のさらなる推進に役立てるとともに、成果と課題をとりまとめ、広く県民に公表します。

エ 県と市町、サービス事業者、県民等との協働と役割分担を図りつつプランの推進を図ります。また、障害者団体やボランティア、NPOなどとも連携を図り、きめ細かい支援に努めます。

施策の推進にあたっては、各市町が単独でさまざまな障害者施策を取り組むことが難しい面があることから、県下7つの福祉圏域を単位とすることを基本とします。

#### <県>

県は、総合的・専門的な事業、市町で行うことが困難な広域的な事業の実施や市町等への助言、支援を行います。

また、全県単位での調整が必要な施設入所支援等の適正配置の調整や、障害保健福祉圏域間の調整などを通じ、各福祉圏域間での均衡あるサービス提供体制の推進を図ります。

サービスの提供体制に関しては、地域の社会資源の活用による多様な事業者の参入を促進するとともに、人材の確保と研修等による資質の向上に努めます。

#### <市町>

市町は地方分権が進展するなか、障害のある人への福祉の提供については、大半の役割を担うこととなりました。住民に最も身近な自治体として、住民ニーズを的確に把握し、日常的に必要とされる福祉・保健・医療サービスをきめ細かく、主体的に展開していくことが、一層求められています。

そのために、施策を総合的、一体的に提供するための計画づくりや、推進体制の整備が期待されます。

- ・ 障害福祉サービスの提供主体として、障害のある人の生活実態を把握し、就労支援機関や教育機関等との連携を図り、必要なサービスを計画的に実施
- ・ 障害福祉に関する情報提供や相談・支援等を行うとともに、コミュニケーション支援や虐待防止、権利擁護等に関する必要な援助を実施
- ・ 地域生活支援事業を各市町の創意工夫により、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により、効率的、効果的に実施

#### <サービス事業者>

サービス事業者は、サービスに関する情報の提供、サービスの質の評価と向上に努めるとともに、障害のある人の意向を尊重し、障害のある人の立場に立った公正で適切なサービスの提供に努めることが求められます。

また、地域の関係機関と連携を密にし、障害のある人や家族の相談・援助、施設機能の地域への提供などを通じ、地域のニーズに応じた多面的なサービスの展開、開発を図っていくことが期待されます。

#### <企業>

企業は、働く意欲のある障害のある人の積極的な雇用を進めることにより、障害のある人の地域での自立を支援するという役割が期待されます。

また、企業は地域社会の一員として、地域社会への積極的な参加により組織や人材等を活用したボランティア活動など社会貢献活動を進め、障害のある人の地域生活を支援することが期待されます。

さらに、県の施策と協力しつつ、公益的な施設や車両、住宅供給などにおいて、障害のある人の安全かつ快適な利用に配慮することが求められます。

#### <障害のある人>

障害のある人は、自ら社会の一員として積極的に社会経済活動に参画し、地域の人たちとの交流を深め、自立した生活を目指すことが期待されています。

また、共生社会の実現を目指して、障害等の状況に応じ、自らボランティア活動を行うなど地域活動への主体的な参加も期待されています。

#### <地域社会の役割>

地域社会は、障害のある人の地域生活を支える基盤となるものです。地域住民は、障害に対する正しい理解を深め、障害のある人が気兼ねなく行動し、活動に参加できる地域づくりを進めることが期待されています。

#### <県民>

地域福祉を進める主役は、そこに暮らし地域を一番よく知っている県民一人ひとりです。県民一人ひとりが、お互いに福祉の受け手であり、担い手でもあるという認識のもとに、その声やニーズを地域福祉の充実に反映できるよう、それぞれの立場で自発的・積極的に地域福祉活動に参加することが期待されます。

## 6 障害者制度改革への対応

国において進められている障害者制度改革の進展により、今後、新しい国の障害者計画の策定(H24)が予定されています。また、障害者自立支援法にかわる、障害者総合福祉法の制定については、平成24年2月に厚生労働省から現行法の改正で対応する案が示されました。この中では、法の対象となる障害者の範囲に、治療方法が未確立な疾病その他の特殊な病気(難病など)が含まれることなどが盛り込まれており、平成25年4月の施行を目指すこととされています。さらに、(仮称)障害を理由とする差別禁止法案の提出(H25)なども予定されており、本プランの計画期間中に障害者福祉の枠組みは大きく変化するものと見られます。

このため、障害のある当事者や関係者の参画のもと、障害を理由とする差別を防止するための方策について調査研究を行うとともに、慢性疾患に伴う機能障害を含め、支援を必要とする人をもれなく支援の対象とする谷間のない支援など、新たな制度の枠組みを見通した今後の本県の障害者施策のあり方について、引き続き検討を進めていくこととします。





## II 基本構想

### 1 現状と今後の課題

これからの障害者施策の指針を定めるにあたり、障害者福祉しがプラン（計画期間：平成19～23年度）の進捗状況を検証し、その現状と課題を以下に整理しました。

#### ア 暮らす

##### 現 状

- 1 H18 と H22 の障害者数(手帳所持者)は、身体障害者が 48,705 → 49,619 人で横ばい、知的障害者が 8,622 → 10,159 人、精神障害者が 3,756 → 5,646 人で増加しています。
- 2 特別支援学校の児童生徒数は、H18：1,440 人→ H22：1,853 人と 1.3 倍に、公立小中学校の特別支援学級の児童生徒数も H18：1,583 人→ H22：2,553 人と 1.6 倍に増えています。
- 3 公立小・中・高等学校の通常の学級に在籍する児童生徒で、発達障害（LD、ADHD、高機能自閉症等）により、特別な教育的支援を受ける必要があると校内委員会において判断した児童生徒の割合は、平成 22 年度小学校約 7.6 %、中学校約 4.8 %、高等学校約 2.2 %となっています。
- 4 発達障害者支援については、発達障害者支援センター「いぶき」を中心に県域、各圏域、各市町において相談支援を実施しているほか、各圏域において発達障害者の専門的な支援を担う発達障害者支援キーパーソンは 16 人であり、毎年 7 人（各圏域 1 人）を目標に養成を進めています。
- 5 福祉施設入所者の地域生活への移行者数（H18～）は H23 目標 107 人に対して 78 人（H22 末）です。
- 6 精神科病院の病床数は、H19.6 で人口 1 万人あたり 17.6 床（全国平均 27.7 床）と 47 都道府県中 46 位と少ない中、地域移行支援を通じて H18～H22 の間に 18 人の精神科病院に入院している患者が、地域移行しました。入院 1 年以上の長期入院患者は H18：1,404 人（全入院患者の 66%）→ H22：1,274 人（59.5%）に減少したが、精神科病院入院患者の退院促進は H23 目標 150 人に対して 91 人（H22 末）です。
- 7 グループホーム・ケアホーム等の整備量は、H23 目標 1,017 人に対し 980 人（H22 末）、生活介護事業所は、2,140 人に対し 2,099 人です。
- 8 自立訓練の整備率は、機能訓練が 59.2%、生活訓練が 39.4%であり、療養介護は未実施という状況です。
- 9 居宅介護、重度訪問介護等の居宅系のサービス量は、H21 実績 405,854 時間であり、H23 見込みの 548,441 時間に対する達成率は 74%です。

**課 題**

**1 地域移行の一層の促進**

- ア 重度障害や行動障害などを含めたニーズへのきめ細かな対応
- イ グループホーム利用者の夜間の支援や、医療的ケアを圏域内の他の施設が行うといった、連携、バックアップ体制づくり
- ウ 障害のある人や介護者の高齢化への対応
- エ 居宅介護など、在宅障害者への居宅系サービスの一層の充実

**2 関係機関の連携促進**

- ア 放課後や長期休暇中における子どもたちの活動の場の充実
- イ 医療と福祉の連携による医療的ケアの提供体制の充実

**3 谷間のない支援**

- ア 高次脳機能障害、発達障害、難病患者などに対する谷間のない支援
- イ ひきこもりや触法傾向といった、障害に付随する問題への対応

**4 精神障害者の地域生活支援**

- ア 住まいの場の確保と地域生活を支える相談支援、医療、福祉サービスの充実
- イ 精神障害に関する正しい理解の促進
- ウ 精神障害者を支援する人材の発掘と養成
- エ 退院可能な精神障害者の地域移行に向けた支援の推進

**5 発達障害者の地域生活支援**

- ア 医療、保健、教育、労働分野と福祉の連携による生涯一貫した支援
- イ 成人期への支援、家族への支援
- ウ 障害特性や支援手法にかかる理解普及

## イ 働く

## 現 状

- 1 障害のある人で働いている人の数は、H23 目標 8,100 人に対し約 7,300 人 (H22 末)、福祉施設から一般就労への移行は 121 人に対し 61 人、また、法定雇用率達成企業割合は、65%に対し 50.4%(H23)です。
- 2 働き・暮らし応援センターからの就職者数は、目標 198 人を大幅に上回る 369 人(H22)と順調に伸びています。一方で、せっかく就職しても継続できず、短期間で離職してしまう人も少なくありません。
- 3 就労系の事業所の定員については、就労継続支援 B 型が、H23 目標 1,982 人に対し 2,068 人(H22 末)で既に達成済みですが、一方、就労継続支援 A 型は 256 人に対し 224 人、就労移行支援は 527 人に対し 376 人です。
- 4 就労収入の向上については、事業所の製品、サービスにかかる販路の拡大や品質・生産量の向上に取り組んでおり、平均工賃は H18 の 16,600 円に対し H22 が 19,221 円と向上しましたが、目標の 30,000 円には達していません。
- 5 官公需の優先発注については、「ナイスハート物品購入制度」の活用などにより物品や役務の調達を進めており、県庁各課および各地方機関における障害者施設への発注は、3,442,420 円(H20)→6,062,134 円(H22)と増加しています。
- 6 特別支援学校高等部の卒業生は、159 人(H18)から 227 人(H23)に大幅に増えており、今後も増加が見込まれます。
- 7 H22 の発達障害者支援センターいぶきにおける青年期(19 歳以上)の相談支援は 435 人と H18 の 150 人に比べ 2.9 倍に増えており、年齢層では青年期の割合は約 50%を占めていますが、地域において、生活や就労に向けた具体的なサービスが不足しています。

**課 題**

**1 一般就労への移行促進**

- ア 働き・暮らし応援センターの相談支援機能の一層の充実
- イ ジョブコーチや職場実習など、就労への橋渡しと職場定着に向けた支援の充実
- ウ 企業等への障害者雇用に関する普及・啓発の強化

**2 福祉的就労の推進**

- ア 販路拡大や受注能力の向上など、就労収入の一層の向上
- イ 事業所職員の経営や指導訓練にかかるスキル向上
- ウ 自立訓練と就労移行支援、就労継続支援など複数のサービスのステップによる訓練システムの検討
- エ 働く障害者の健康管理・増進や二次障害予防対策の推進
- オ 就労系と生活介護の中間的な役割を担う「いきがい・自己実現」のための日中活動の場づくり

**3 特別支援学校等卒業生への対応**

- ア 増加する特別支援学校や特別支援学級等の卒業生の就労、日中活動の場の確保
- イ 職業教育や働く意欲の育成など福祉と教育、労働等関係機関の一層の連携

**4 発達障害者への支援**

- ア 成人期の発達障害者について、地域生活や就労に向けた訓練・支援の場が必要。

## ウ 活動する

## 現 状

- 1 滋賀県障害者スポーツ大会等で、近年では特別支援学校等でのスポーツへの取組が活発になってきたことから、知的障害のある少年・青年世代の参加割合が全体の約3割を占めています。スポーツ大会等の運営においては、障害者が自らボランティアとして参加し、大会の企画運営や選手養成、障害者スポーツの発展に寄与しています。
- 2 近江学園で始まった障害のある人の自由な造形活動は、その後他の福祉施設に広がり、H16のボーダレス・アートミュージアム「NO-MA」の開設につながりました。近年では「生（なま）の芸術、生（き）の芸術」といわれるアール・ブリュットとして注目され、H22にパリで開催された「アール・ブリュット・ジャポネ展」の成功に結びつきました。H23県調査によると、県内61施設（回答施設の約40%）、約900人の利用者が造形活動を行っています。
- 3 コミュニケーション支援派遣は、H17の6,000回からH22の7,778回（手話通訳者派遣：6,756回、要約筆記者派遣：1,022回）まで増加しましたが、目標の11,000回には達していません。視覚障害者に対する移動支援については、平成23年10月に、同行援護サービスとして介護給付化されました。
- 4 障害のある人、一人あたりの地域活動等への年間参加回数は、各年度の福祉施設、関係団体、市町等を対象としたアンケートによる集計では、0.7回（H17）から1.3回（H22）に増えましたが、目標の2.0回には達していません。

**課 題**

- 1 スポーツやレクリエーションの振興
  - ア 参加機会の拡大
  - イ 多様な障害者スポーツの競技力の向上
  
- 2 アール・ブリュットの振興
  - ア 障害のある人の造形活動のすそ野の拡大
  - イ 造形活動を支える仕組みづくり
  - ウ 作品の発掘、情報発信に向けた取組
  - エ 作品の展示・収蔵を行う発信拠点整備に向けた取組
  
- 3 コミュニケーション支援等の推進
  - ア 通訳者等の養成確保（手話通訳・要約筆記・盲ろう通訳介助者等）
  - イ ボランティア等の養成確保（手話・要約筆記・点訳・音訳・IT支援等）
  
- 4 同行援護の円滑な実施
  - ア 同行援護従事者の養成確保

## エ 共生のまちづくり

**現 状**

- 1 障害者理解のための講話や体験学習等を実施する小中学校は、H23 目標 100% に対し、児童生徒へ実施する小中学校が 98.8%(H22)、一方、保護者へ実施する小中学校は 34.7%(H22)です。
- 2 福祉のまちづくりの関係では、歩道の整備の進捗率 99.0%、1 日 3 千人以上の乗降客のある駅におけるバリアフリー化率 75.6%(全駅中では 46.4%)などとなっています。ノンステップバスについては、74 台→77 台に増加しました。
- 3 障害者基本法の改正（平成 23 年 8 月公布）により、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、社会への参加や差別の禁止などが定められ、これに基づく国の障害者基本計画の策定が予定されています。
- 4 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 24 年 10 月施行）により、障害者に対する虐待の禁止および防止、虐待を受けた障害者に対する保護のための措置、養護者に対する支援のための措置等が定められ、関連施策の一層の推進が求められています。
- 5 今後、国の障害者制度改革に向けた議論を踏まえ、障害者自立支援法に代わる（仮称）障害者総合福祉法の平成 25 年 8 月までの施行などが目指されており、平成 23 年 2 月には、その骨子案が示されました。
- 6 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 1 次一括法）により、平成 24 年 4 月以降、施設等の設備および運営に関する基準が条例に委任されます。さらに第 2 次一括法により、市町への権限移譲などが行われます。

**課 題**

1 障害者理解の促進

- ア 精神障害をはじめとするさまざまな障害に対する理解の一層の促進
- イ まだ理解が十分でない発達障害や高次脳機能障害にかかる理解の促進
- ウ 糸賀思想の普及啓発、アール・ブリュットの振興を通じた共生社会の実現
- エ 学校における授業や講話などによる障害者理解の促進

2 福祉のまちづくりの推進

- ア だれもが安全で快適な生活ができるユニバーサルデザインのまちづくり
- イ 視覚・聴覚障害など障害特性に応じた災害時支援
- ウ 「地域の中で普通に暮らす」ことを応援する近隣関係づくり（福祉コミュニティづくり）

3 保健・医療との連携

- ア 医療やリハビリテーションを必要とする障害のある人に対する支援の充実
- イ 精神科救急医療や、アルコール・薬物などの依存症への対応など、精神科医療の充実

4 人材の確保・育成

- ア 福祉人材の確保・定着
- イ 地域福祉を支えるボランティアの育成
- ウ 医療的ケアが必要な障害のある人への対応など医療と福祉の連携を担う人材育成
- エ 就労、職場支援への対応など労働と福祉の連携を担う人材育成
- オ 発達障害や高次脳機能障害のある人の支援に対応できる人材の育成

5 新しい制度等への対応

- ア 障害者基本法および新しい国の障害者基本計画、さらに障害者自立支援法の見直しなどの新たな障害者施策の枠組みを見据えた、当事者や福祉現場の参画、地域ニーズの現状を踏まえた施策の構築
- イ 相談支援の充実および体制の強化をはじめ障害者自立支援法等の一部改正に伴う対応を円滑に実施

6 虐待防止、権利擁護の一層の推進

- ア 障害者虐待の防止等に向け、権利擁護センター機能の設置をはじめ、関係機関の連携体制づくりや研修、広報・啓発事業などの推進
- イ 成年後見制度の活用など権利擁護の一層の推進

7 施設の基準等の見直しと市町との役割分担、連携

- ア 施設等の設備および運営に関する基準について、関係者の声を踏まえつつ見直し、条例制定
- イ 障害福祉サービス事業所の指定や障害者相談員にかかる権限の移譲を円滑に実施



## 現状と今後の課題を踏まえて

これまで5年間の「障害者福祉しがプラン」の推進によって、就労支援や日中活動の場、居住の場など、各種障害福祉サービスの提供体制は、各圏域において着実に整備が進んできました。

また、障害者理解の促進、福祉のまちづくり、人材の育成等についても取り組み、障害のある人の地域生活の支援を図ることができました。

しかし、福祉施設から地域生活、あるいは一般就労への移行など、目標とした数値にはまだ届いておらず、課題を踏まえた一層の取組が必要です。

重い障害のある人への対応や、谷間のない支援のあり方、障害者理解の一層の促進などが求められており、増加する特別支援学校卒業生への対応も、早急な対応が求められています。

これらの取組には、福祉と医療、教育、労働分野などとの連携のもと、生涯一貫した支援という視点が必要です。

さらに、障害者基本法の改正により、共生社会の実現が明記され、新たに障害のある人が文化芸術活動の担い手として位置づけられたことを受け、これまでの「暮らす」「働く」の分野に比べ、取組が遅れていた文化芸術活動のすそ野を広げていくために、アール・ブリュットの振興を通じた滋賀らしい新たな取組も求められます。

こうした新たな課題や国の障害者制度改革の枠組みに対応しつつ、引き続き「地域で暮らし、働き、活動することの実現」を目指して、さらなる施策の推進を図ることが必要と考えます。

## 2 基本理念

### ～みんなでいっしょに働き、みんなとまちで生きる～

障害のある人もない人もお互いに尊重し、理解し、助け合うことができるボーダー（境界）のない共生社会、すなわちノーマライゼーション理念が浸透した地域社会の実現を目指します。

### <2つの起点>

#### ア 「ひと」

既存の制度からだけの発想ではなく、実際に支援を必要としている人、また、支援を担う人を起点に考え、施策を進めます。

障害のある人もない人も、誰もが人として尊重され、学び、働き、結婚し、子育てをし、やがて老いていくといった、ライフステージを通じた総合的な支援が得られる社会を目指します。

そのために、医療・保健・福祉の一体的な提供をはじめ、教育や労働、また他の福祉分野との連携を強め、ニーズに則した施策化や既存制度の活用、サービスや相談の総合化に向け取り組みます。

#### イ 「まち」

障害のある人への福祉、支援という発想だけでなく、高齢者や子どもなど様々な人が共に暮らす「まち」づくりを起点に考え、施策を進めます。

障害の有無に関わらず誰もが住み慣れたまちで安心していきいきと生活することができるよう、地域主体の共生社会を目指します。

そのために、障害のある人がまちで必要な役割を担うとともに、各種社会資源の利用や地元行事、防災対策等においても、まちの一員として均しく参画できるように、障害者理解の促進や社会的障壁の除去に向け取り組みます。

## 3 基本目標

### ～地域で暮らし、働き、活動することの実現～

障害者福祉しがプランにおける取組により、障害のある人の生活の場、日中活動の場づくりなどが進みました。しかし、重い障害のある人への対応など多くの残された課題もあり、引き続き地域で暮らし、働き、活動することの実現に向けた取組を進めることとします。

## &lt;5つの視点&gt;

ア その人らしく

障害のある人が、地域社会を構成する一員として、人権が尊重され、その人達の望む生活が、障害によって制約を受けることなく、日常生活の様々な場面において、自ら決定し、選択することで、その人らしく生活できる地域社会を実現することが大切です。こうしたことから、障害者虐待防止対策をはじめ権利擁護に関する制度や施策の充実を進め、自立した生活を実現するために、“その人らしく”を重要な視点として施策を進めます。

イ いつでも

障害のある人が地域での生活を送るためには、24時間、365日、必要な時にサービスが利用でき支援が受けられる体制を整えることが大切です。こうしたことから、重度や要医療の障害があっても安心して暮らせる地域生活を実現するために、“いつでも”を重要な視点として施策を進めます。

ウ だれでも

障害の程度や種別に関わりなく、支援を必要とする人はだれでも支援を受けられる体制を整えることが大切です。特に、これまで充分でなかった精神障害のある人たちや、医療的ケアの必要な障害のある人たちへの支援や、発達障害、高次脳機能障害、難病患者への取り組みを推進する必要があります。障害が外見からは判断しにくい内部障害のある人への一層の配慮も求められます。このためには、障害のある人たちへの偏見や誤解を取り除き、正しい理解を進めることが大切であり、だれもが、暮らしやすい、働きやすい、そして活動しやすい地域社会を実現するために、“だれでも”を重要な視点として施策を進めます。

エ どこでも

障害のある人が、暮らす地域に関わりなく、どこに暮らしていても必要なサービスが利用でき支援が受けられる体制を整えることが大切です。これまで、県内の一部の地域で先導的に行ってきたサービスや施策を、県内の各福祉圏域で、質、量ともに確保し、ニーズに即した先進的な取り組みの全県域的な推進を図るために、“どこでも”を重要な視点として施策を進めます。

オ みんなで取り組む

“地域で暮らし、働き、活動する”という目標の達成に向けては、県や市町、あるいは地域の住民など、さまざまな立場の役割を明確にし、自助・共助・公助の力を合わせて進めることや、専門職も含めた地域における絆やつながりを築くことが大切です。こうしたことから、県民みんなで協働し、障害のある人の自立生活を実現するために、“みんなで取り組む”を重要な視点として施策を進めます。



## 1 主要施策の方向

基本構想の推進を図るため、各分野において、個別の主要施策の方向性を示します。

基本目標 地域で暮らし、働き、活動することの実現

i 地域で暮らす

ii 地域で働く

iii 地域で活動する

iv 共生のまちづくり



### Ⅲ 実施計画

#### 1 主要施策の方向

#### ⅰ 地域で暮らす

障害のある人が地域で安心して生活することができるよう、障害の重い人への対応も含め、居住や日中活動の場の確保に努めます。

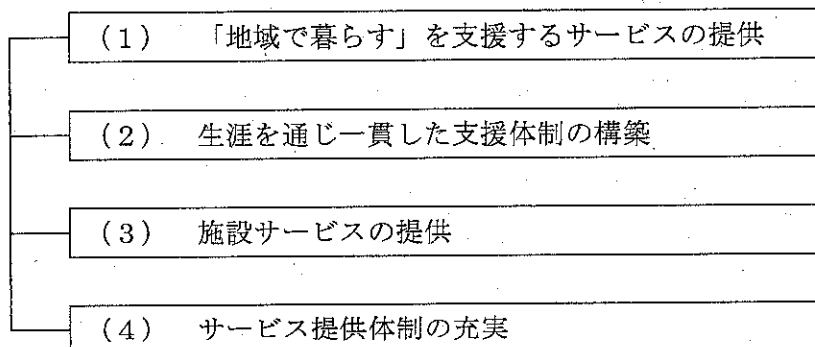
福祉と保健・医療、教育、労働など、各分野の連携を図りつつ、必要な人に、必要な支援を、谷間なく届けることができるよう一層取り組みます。

##### <重点施策>

- 重度障害者の入所支援と地域生活支援を総合的に進め、処遇と生活の質の向上を図り、県と市町が一体となって地域生活への移行を目指します。
  - ・ 児童福祉法の改正に伴い、地域における受け皿が必要となる重症心身障害者に対応した通所施設における処遇の向上
  - ・ 介護の困難性等が高い強度行動障害者に対応した通所施設における支援充実
  - ・ 重症心身障害者の入所施設における介護体制の充実
  - ・ 重症心身障害者に対応できる通所事業所・ケアホームの整備推進
- 精神障害者の地域生活支援の一層の推進を図ります。
  - ・ 多職種チームによる訪問型（アウトリーチ）支援の推進
  - ・ 学齢期における精神疾患の早期発見と精神疾患の理解を進めるための研究の支援
  - ・ 病院での円滑な受け入れや精神科救急情報センターの対応の充実による精神科救急医療システムの強化
  - ・ グループホーム等の整備促進、関係機関の連携調整や支援者に対する助言・技術指導による長期に入院している人の地域生活への移行や定着支援の推進
- 発達障害者の地域生活支援の一層の推進を図ります。
  - ・ 発達障害者支援センターにおける人材育成機能や支援機関への助言などの専門機能の充実と県南部への相談支援機能の拡充
  - ・ 身近な福祉圏域の障害者生活支援センターにおける専門相談支援の実施
  - ・ 発達障害に特化した専門的な宿泊型生活訓練や就労準備訓練を一体的に実施し、地域での自立生活への移行を支援
  - ・ 既存の障害福祉サービス事業所での支援の充実を図るため、事業所

認証制度を研究・開発

- ・ 発達障害の診断等ができる医師の養成を通じた医療的支援の充実
- 地域における居住の場、日中活動の場の確保をさらに進めます。
  - ・ 特別支援学校卒業生等の地域のニーズに対応できる居住および日中活動の場の整備促進





## i 地域で暮らす

### (1) 「地域で暮らす」を支援するサービスの提供

#### ① 居宅支援事業の提供

居宅介護  
(ホームヘルプ)

○障害のある人の居宅での生活を援助するために、ホームヘルプサービスの充実を図ります。

○介護保険法に基づく介護サービス事業所のホームヘルパーの活用を進めるなど、居宅介護サービスの基盤整備を進めます。

短期入所  
(ショートステイ)

○介護者の疾病等で一時的に居宅において介護を受けることができなくなった障害のある人のニーズに対応するため、ショートステイサービス提供基盤の充実を図ります。

重度訪問介護

○重度の肢体不自由のある人が、安心して地域生活が送れるよう、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に提供する重度訪問介護サービスの充実を図ります。

行動援護

○知的障害や精神障害により行動上著しい困難がある人に対し、行動の際に生じる危険を回避するために必要な援護や、外出時における移動中の介護を行う行動援護の充実を図ります。

重度障害者等包括支援

○常時介護を要する障害のある人で、介護の必要度が非常に高い人に対して、サービス利用計画に基づいてホームヘルプなど複数のサービスを緊急のニーズに応じて臨機応変に提供します。

同行援護

○視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等について、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行います。

#### ② 日中活動事業の提供

療養介護

○医療を要する障害のある人で常時介護を要する人に対して、主として昼間において病院等で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助などの必要な支援を行います。

生活介護

○常時介護を要する障害のある人に、主として日中において、障害者支援施設等で、入浴、排泄または食事の介護、創作的活動または生産的活動の機会を提供し日中活動の充実を図ります。

自立訓練  
(機能訓練)

○身体障害のある人に対し、地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練等の支援を行います。

自立訓練  
(生活訓練)

○知的障害または精神障害のある人に対し、地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき日常生活能力の向上を図り、サービス提供機関との連絡調整を行う等の支援を行います。

地域活動支援  
センター

○障害のある人に、創作的活動や生産活動の機会を提供したり、社会との交流の促進を行い、地域生活を支援します。

○「滋賀型地域活動支援センター」における難病、薬物依存症、引きこもり等の障害のある人に対する日中活動の支援について、障害者制度改革に向けた国の動向も踏まえつつ、取り組んでいきます。

### ③ 居住支援事業の提供

施設入所支援

○夜間において、介護が必要な人や、通所することが困難である自立訓練または就労移行支援の利用者に対し、居住の場所を提供するとともに、安定した日常生活が営めるよう支援を行います。

共同生活介護  
(ケアホーム)

○介護を要する障害のある人に対し、主として夜間において、共同生活を営む住居で入浴、排泄または食事の介護等を行い地域生活を支援します。

共同生活援助  
(グループホーム)

○介護を要しない、就労または自立訓練、就労移行支援等を利用している障害のある人に対し、主として夜間において、共同生活を営む住居で相談、食事提供等の日常生活上の援助を行い地域生活を支援します。

## (2) 生涯を通じ一貫した支援体制の構築

### ① 早期発見・早期治療の推進

周産期保健医療体制  
の充実

○妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する周産期医療体制を強化し、ハイリスク分娩や未熟児医療の充実を図ります。

母子保健サービスの  
充実

○新生児期に先天性代謝異常等の検査を実施し、放置すると知的障害等の症状を来す疾患を早期に発見し、早期に治療することにより障害を予防します。また、障害の早期発見、早期治療の推進のため、市町で実施している乳幼児健診や母子保健活動を支援し、保健所、県立小児保健医療センターとともに、関係者が連携した総合的な健診体制の充実を図ります。

保健医療従事者の資  
質向上

○周産期医療や母子保健に従事する保健医療関係者への資質向上を図るため、専門研修の充実を図ります。

かかりつけ歯科医機能の推進

○口腔衛生センターにおいて障害のある人の歯科治療、および口腔疾患予防活動の推進を図ります。

○各地域の児童発達支援や放課後等デイサービス事業を利用する子どもに対する歯科健診およびフッ素塗布、保護者と職員に対する歯科保健指導の充実を図ります。

○障害のある人等の生涯にわたる歯科健康管理（健診・治療）を行うために、各地域の児童発達支援を利用する子どもの保護者に対して、かかりつけ歯科医の必要性について啓発し、早期にかかりつけ歯科医が持てるよう推進を図ります。

○各地域の児童発達支援を利用する子どもに対して、歯科保健管理手帳の活用を促します。

## ② 療育・子育て支援策の推進

地域療育の推進

○重症児については出生前後から医療機関ハイリスク連絡から、その他については、訪問指導や乳幼児健康診査等の母子保健活動から早期介入早期支援に結びつけます。早期療育体制については身近な生活の場において充実を図り、通所施設の整備に必要な支援を行います。

○障害児の発達支援、家族支援とともに保育所等の地域関係機関への支援を行い、生涯を通じた継続的な療育の実施を推進します。

○発達障害に関する知識を有する専門員が保育所等を巡回し、障害の早期発見・早期支援を進めます。

○自閉症、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）等の発達障害についても、早期把握・早期療育支援が行えるよう関係者の資質向上に努めます。また、障害児施設が有する専門的で高度な療育技術の活用や、滋賀県発達障害者支援センターとの機能連携をすすめ、障害の特性に応じた地域療育が実施できるよう支援します。

放課後等デイサービス

○学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを進めます。

早期療育を受ける機会の確保

○児童発達支援事業等が障害児の早期療育の場として効果的にその役割を果たせるよう、市町と連携し機能の強化を進めます。

障害児を支援する多様な取り組みの促進

○障害児が、学校と家庭以外の活動の場において、仲間との関わりの中で社会経験を積みながら成長できるよう、障害児童クラブ支援事業等を実施し、民間団体等の主体的な取り組みを促進します。

放課後児童クラブの  
充実

○放課後児童クラブでの障害児の受け入れを促進するため、障害児受入推進事業を実施し、放課後の障害児の生活の充実を図ります。

### ③ 教育環境の充実

就学前対応の充実

○保育所や幼稚園における特別の支援を必要とする乳幼児の保育や教育にあたっては、子ども達の状況に配慮しながら、集団生活の中でそれぞれの能力を十分に発揮できるように、保育や教育の内容の充実を図ります。また、保健・医療・福祉と教育の連携を深め、就学前から就学に向けた一貫した指導・相談体制の整備を推進します。

障害のある幼児の就  
園促進

○市町教育委員会との連携を図りながら、幼稚園等への障害児の就園を促進します。

学校における教育選  
択肢の充実

○教育上、特別の支援を必要とする児童、生徒に対してより一層適切な教育ができるよう、小・中学校の特別支援学級や通級指導教室での指導、特別支援学校における教育内容の多様化、通学手段の整備を進めます。

学校施設のバリアフ  
リー化促進

○学校施設において必要な障害者用トイレやスロープ、手すりの改修など、バリアフリー対策の整備充実に努めます。

### ④ 障害のある児童生徒への相談・支援体制の充実

重度・重複障害のあ  
る児童生徒への教育  
の充実

○重度・重複障害のある児童生徒の指導については、個別の指導計画を作成し、その充実を図ります。また、通学が困難な児童生徒への訪問教育を実施します。

○医療的ケアが必要な特別支援学校に在籍する児童生徒に対して、看護師の配置等により、児童生徒の学校生活への支援を図ります。

情報活用能力の育成

○学校における障害に対応した教育用コンピューターの整備を行うとともに、情報活用能力の育成やITを効果的に活用した教育・指導の充実を図ります。

就業支援の推進

○学校等が企業、労働、福祉関係機関等と連携しながら、就業体験の充実、障害のある生徒の就業に対する理解・啓発を進めるなど、生徒の希望や障害の状況に応じた就業支援を推進します。

教職員の資質向上

○特別支援学校、小・中学校特別支援学級担当者の交流・研究活動や県総合教育センターの研修の充実とともに、教育課程等研究協議会の開催等による指導内容や方法の工夫・改善を図ることにより、教職員の資質向上を図ります。

教育相談システムの構築	○総合教育センターは特別支援教育相談として、幼児児童生徒やその保護者、担当する教職員等を対象に、学校・園、福祉、保健、医療等地域の関係機関と連携した相談を進めます。
発達障害のある幼児児童生徒への指導・支援体制の整備	○学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等、教育上、特別の支援を必要とする幼児児童生徒への指導・支援体制の整備を図ります。また、発達障害者支援センター等の相談支援機関との連携を図ります。
教育相談・就学相談活動の充実	○特別支援学校は、その有する専門性や施設・設備を活かし、小・中学校等の教員に対する相談・助言や、保護者に対する相談・情報提供など、地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めます。
就学指導関係者への研修促進	○市町特別支援教育担当者協議会の開催や就学相談に係る研修会の実施により、市町教育委員会において適切な就学指導がなされるよう、関係者への研修を促進します。

⑤ 相談支援体制の充実と機能強化

相談支援機能の充実	○障害のある人が生活全般に関わる事項について、身近かつ多様な場所で相談できるよう、市町および相談支援事業所における相談支援体制の充実を図ります。また、個別支援会議（ケア会議）によるケアマネジメントの推進と、地域社会資源のネットワークの強化を図り、地域の相談支援体制の充実と機能強化を支援します。
-----------	---

重症心身障害児（者）ケアマネジメントの推進	○重症心身障害児（者）に対する専門的ケアマネジメントを実施するとともに、各圏域の地域自立支援協議会や個別支援会議に対する支援を行い、専門性の高いケアマネジメントシステムの実施を推進します。
-----------------------	--

⑥ 滋賀県障害者自立支援協議会による地域ケアシステムの機能強化の推進

地域ケアシステムの体制整備	○それぞれの地域で、行政と障害福祉サービス事業者、保健医療機関、関係団体等が一体となって障害のある人のニーズを的確に把握し、地域のサービス提供基盤の状況を勘案しながら、市町および相談支援事業者においてケアマネジメントの手法を用いた適切な支給決定とサービス利用を図るとともに、地域に必要なサービスを開発するなど、地域自立支援協議会による地域ケアシステムの体制整備を推進します。
---------------	---

滋賀県障害者自立支援協議会による圏域支援	○各地域自立支援協議会の活性化と圏域的課題への的確な対応を目的に、滋賀県障害者自立支援協議会の機能強化を図ります。
----------------------	---

## 生涯を通じた支援

○地域自立支援協議会において、乳幼児期の発達（療育）プログラムと学齢期における生活支援プログラム、また、学校における個別教育プログラムと卒業段階での就業支援プログラムの連携を図り、生涯を通じた支援ができる体制づくりを支援します。

## ⑦ 発達障害のある人に対する総合的な支援体制の整備

発達障害のある人に対する理解の促進と総合的な支援体制の整備

○毎年4月2日の世界自閉症啓発デーや4月2日から8日まで発達障害啓発週間を中心に、発達障害の基礎知識を学ぶ講習会の開催や障害の特徴や対応などをわかりやすくまとめたパンフレットの配布により、発達障害に対する県民理解の促進を図るとともに、関係者の連携や施策検討のための組織を設置し、発達障害者支援施策の総合的な推進を図ります。

発達障害者支援センターを核とした重層的な支援体制の構築

○滋賀県発達障害者支援センター「いぶき」において、発達障害者に対する相談支援を充実するとともに、支援人材の育成を行います。

○身近な市町の相談窓口、福祉圏域の障害者生活支援センターや働き・暮らし応援センター、全県域を対象とする「いぶき」の連携による発達障害に対する重層的な相談支援体制の構築を図ります。

○障害者生活支援センターや働き・暮らし応援センターなどの職員を対象とした発達障害者支援に関する専門研修を実施することにより、発達障害者支援キーパーソンを養成し、各福祉圏域における相談支援体制の充実を図ります。

自立支援協議会を活用した支援の推進

○各福祉圏域において、本人や保護者、支援者間で、支援に必要な情報を共有するための相談支援ファイルの普及を行うなど、地域自立支援協議会の場を活用して、乳幼児期から成人期まで一貫した発達障害者への支援の取り組みを推進します。

発達障害者の地域での暮らしと働きを支援

○宿泊型の生活訓練と就労準備訓練の一体的な実施などにより、発達障害のある人の地域での自立生活を支援します。

○障害福祉サービス事業所に対する認証制度の研究・開発や発達障害者支援に関するノウハウの提供、研修の実施など、発達障害者のサービス利用を促進します。

発達障害者への医療的支援の充実

○早期に適切な医療的支援を受けることができるよう、発達障害に関する診断等を実施することができる医師を養成します。

○小児保健医療センターでは、発達障害にかかる県内医療機関の拠点として、自閉症や注意欠陥多動性障害など、子どものこころの問題に関する専門的診断・治療を行います。

⑧ 障害のある人に配慮した製品の開発促進

○工業技術総合センターや東北部工業技術センターにおいて「人にやさしい健康福祉を支援する技術開発」を推進します。

⑨ 生涯を通じた一貫した支援体制の構築

○乳幼児期から学齢期、成人期にいたるすべての過程において、福祉、保健・医療、教育、労働が一体となった、切れ目のない継続した支援体制を目指します。

### (3) 施設サービスの提供

① 計画的な施設の整備

障害者支援施設

○身体障害者の入所施設は県外施設入所者も多く、平成18年度に新たな入所施設の整備を行ったことから、本プランの期間中は入所定員の削減は行わないこととします。

○知的障害者の入所施設については、県域での一定の整備を終えたことから、地域生活に必要な住まいの場や、日中活動サービス等の基盤整備を進めることにより、入所者の地域生活への移行を促進し、平成17年度比で入所定員の約1割を削減することを目指します。

障害児施設

○近江学園、信楽学園、小児保健医療センター療育部（通園施設）は、児童福祉法の改正にあわせ機能を再編し円滑に運営します。また、入所施設からの地域生活への移行等に取り組みます。

○今後の小児保健医療センター療育部の担う役割や機能について、そのあり方を検討します。

日中活動サービス等を行う施設の整備促進

○一般企業での就労が困難な障害のある人が働く場として、就労移行支援、就労継続支援等の事業を実施する施設の整備と円滑な運営を支援します。

○日中活動の場を必要とする人の増加に対応するため、通所施設がより小規模でもスタートできる仕組みの検討を含め、地域ニーズに対応できるよう施設整備を促進します。

施設のバリアフリー化等の推進

○民間社会福祉施設等整備事業により、施設のバリアフリー化や個室化を進めるなど、生活の質の向上と地域生活への円滑な移行を促進します。また、老朽化への対応など計画的な施設の改築等を進めます。

## ② 社会資源としての役割

在宅生活支援拠点としての機能整備

○地域との共催事業の開催、施設行事の地域への開放、施設が持つ専門的知識や技術・設備の地域への提供、防災拠点としての役割等により、地域の障害に対する理解の促進や、利用者の社会活動の促進を図るとともに、専門的機能を活用したショートステイ、短期療育事業、グループホームのバックアップ機能、余暇活動支援等の地域生活を支援する事業を通じ、施設が地域における地域生活支援の拠点となるよう、機能の充実に向け支援します。

重度・重複障害者（児）等への対応

○重度・重複障害者（児）について、各施設において専門的に対応する職員の確保を促進するとともに、障害者自立支援法における重度障害者支援体制加算などの活用により、施設における専門的機能の強化を促進します。  
○重症心身障害者の受け入れ施設について、人員配置や施設整備への支援を行えるよう取り組みます。

強度の行動障害を示す障害児（者）への対応

○強度の行動障害を示す障害児（者）等が可能な限り身近で住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、発達障害者支援センターを核とした地域支援システムの構築や、施設での特別な処遇等による専門的機能の充実、施設における受け入れ体制の充実を目指します。

## (4) サービス提供体制の充実

### ① 地域生活を支援するサービスの充実

24時間対応型在宅サービスの提供

○緊急の場合等において、自立支援サービスの利用が困難な際のセーフティネット機能を地域に整備し、障害のある人の安定した地域生活の維持を図ります。

医療と連携したサービスの提供

○日常的に医療的ケアを必要とする障害のある人の地域生活を支援するため、医療と連携した在宅、通所サービスの充実強化を図ります。また、補助金事業である市町の在宅重度障害者通所生活訓練援助事業を法定事業への移行を図り、重症心身障害児（者）に対する通所事業の整備と強化を図ります。

要医療障害者の地域生活への取り組み

○医療的ケアの必要な重度の障害のある人が、住み慣れた地域で安全に自立した生活が送れるよう、生活支援機能を強化した居宅サービスづくりを推進します。

高齢となった障害のある人への対応

○高齢となった障害のある人の相談やニーズに適切に対応するため、自立支援協議会を通じ、市町や障害者地域生活支援センター、地域包括支援センターなどの関係機関の連携強化を図ります。

○介護保険制度の保険給付に加え、障害の特性に応じた適切な障害福祉サービスの提供ができるよう支援します。

○障害のある高齢者の特性に配慮したケアマネジメントの質の向上に努めます。



福祉用具の普及	○福祉用具の利用により快適な生活を支援し、自立と社会参加を促進するとともに、介護者の負担軽減が図られるよう、福祉用具の普及に努めます。また、福祉用具センターにおいて、地域関係者等との連携を強化しながら、福祉用具の改造・制作や技術の開発を行うとともに、研修等を通して人材の育成に努めます。
移動支援の推進	○地域における移動支援の充実を図るため、民間や各種NPO等による移送サービスや移動支援ボランティアの育成など、地域資源を活用した多様な支援を促進します。
サービスの円滑な利用への対応	○自立支援制度移行後の施設入所支援をはじめとした各種障害福祉サービスの利用が円滑に行われるよう、障害者更生相談所における公的調整システムや各福祉圏ごとの自立支援協議会の活用を図り、必要な調整に努めます。
サービス提供体制の整備推進	○サービス利用者の安心や安全の確保のために、サービス事業者における危機管理（リスクマネジメント）体制の推進を図ります。 ○障害福祉サービス事業の運営をより適正化するため、事業者における法令遵守のための業務管理体制の整備などを進めます。
健康福祉サービス評価システムの推進	○利用者本位の質の高い健康福祉サービスの提供が図れるよう、自己評価を中心にサービス評価の実施を促進し、評価結果のサービスへの反映を図ります。 ○評価結果の公表を促進し、利用者がサービスを選択するうえでの情報として活用を図ります。

## ② 暮らしの場の確保

グループホーム等の整備促進	○障害のある人が障害の程度に関わりなく身近な地域で自立し充実した生活を送ることができるよう、生活拠点となるグループホームおよびケアホームの運営や整備に対して支援を行うとともに、生活ホームからグループホームへの移行を促進します。
公営住宅の活用	○障害のある人等を優先入居者とする公営住宅の供給に努めるとともに、公営住宅のグループホームへの活用に努めます。
住宅のバリアフリー化を支援	○在宅重度障害者住宅改造助成事業により、住宅を障害の状況等に応じて、安全かつ利便性に優れたものに改造することに対して助成を実施し、在宅で重度障害のある人が、地域で自立し、安心した生活を送ることができるよう支援します。また、あわせて介護する人の負担を軽減することを目的とします。

## ③ 地域生活への移行促進

入所施設からグループホーム等への移行促進	○入所施設を運営する法人のグループホームおよびケアホームの整備を促進することにより、施設入所者の地域生活への移行を促進します。
----------------------	---

地域における自立生活支援体制の整備

○企業等に就労している障害のある人の自立した生活を目指して、グループホームに自立生活訓練を実施するに支援員を加配した「自立生活支援ホーム」の運営支援を行い、自立生活支援を推進します。

刑務所等を退所する人への支援

○地域生活定着支援センターにおいて、刑務所等から退所した人で、自立した生活が困難な高齢者や障害のある人に対して、保護観察所との協働により福祉サービスを利用できるようにするための援助等を行い、地域での自立した生活を支援します。

精神科病院から地域生活への移行促進

○精神科病院に長期入院している人の地域生活への移行や定着を図るため、関係機関の連携調整、支援を行う人に対する助言・技術指導、ピアサポートの活用による支援を行います。また、通院・通所が不安定な人への訪問型支援を促進します。

### Ⅲ 実施計画

#### 1 主要施策の方向

#### ii 地域で働く

障害のある人の「働きたい」という思いに応えることができるよう、企業等への就労支援や福祉的な就労の場の確保を図るとともに、働くことを通じて地域生活の経済的な基盤が得られるよう、就労収入の向上を目指します。

こうした取組を進めるため、教育・福祉・労働の連携を進めます。

##### <重点施策>

- 働く場の確保を進めます。
  - ・ 就労移行支援、就労継続支援事業所の整備促進
- 就労収入の向上に向け、多面的な方策に取り組みます。
  - ・ 就労支援事業所の経営や指導訓練、受注能力の向上や販路拡大、情報発信の強化など「仕事おこし」への取組
  - ・ 官公需の優先発注の推進
- 教育や労働との連携により、就労支援を一層進めます。
  - ・ 滋賀県障害者雇用促進検討会議、滋賀県障害者自立支援協議会における連携体制の整備推進
  - ・ 働き・暮らし応援センターの機能強化と障害者就労生活支援ネットワークの充実

(1) 企業で働く人や働きたい人への支援

(2) 企業で働くことが困難な人への支援

(3) 企業、労働、福祉、教育、医療の連携強化

## ii 地域で働く

### (1) 企業で働く人や働きたい人への支援

#### ① 雇用の場の充実確保

特例子会社等の設置  
促進

○特例子会社や重度障害者多数雇用事業所の設置を促進するため、滋賀労働局や独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構など関係機関と連携して、県内企業に対する普及啓発に努めます。

法定雇用率達成企業  
割合の向上

○法定雇用率達成企業数を増やすため、働き・暮らし応援センターを中心とした、障害のある人に対する就労支援や生活支援、職場開拓、定着支援を継続して実施するとともに、ジョブコーチ支援および各種助成金制度など事業者が活用できる諸制度の積極的な周知に努めます。また、障害者雇用優良事業所等の表彰や就職面接会の実施により、障害のある人の雇用を促進します。

○各地方公共団体において障害のある人の雇用が促進されるよう、滋賀労働局や独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構など関係機関と連携を図りながら、障害のある人の雇用の促進のための周知・啓発に努めます。

○県においては、身体障害のある人を対象とした県職員採用試験を実施しており、今後も公的機関としての責務から、障害のある人の雇用に努めます。

#### ② 雇用・就労の促進と相談拠点の整備

福祉施設や特別支援  
学校からの企業就労  
の促進

○福祉施設や特別支援学校から企業への就労をさらに促進するため、就労移行支援等の訓練の場の整備を進めるとともに、圏域において就労移行に専門的に取り組む事業所の設置に向けた検討を行います。

○自立訓練と就労移行支援、就労継続支援など複数のサービスを組み合わせ、段階的に就労に向けた訓練を行うシステムなど、地域での主体的な取組との連携を図ります。

○ジョブコーチ養成研修の実施など、地域において就労支援を担う人材の育成に努めます。

働き・暮らし応援セ  
ンター（障害者就  
業・生活支援セン  
ター）の機能強化

○各福祉圏域における働き・暮らし応援センターについて、相談・支援機関や雇用・就労の開拓機関としての役割に加え、地域の障害者雇用・就労支援の拠点としての役割が果たせるよう、地域における支援体制の構築をハローワークや企業、関係機関と連携して進めます。

#### ③ 就職に向けた訓練・実習の場の確保

職業リハビリテー  
ションの充実

○精神保健職業リハビリテーション事業により、協力事業所において精神障害のある人の社会適応訓練事業を実施し、社会的自立を促進します。

就労移行支援事業の実施

○企業等への就労を希望する人や技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する人に対し、一定期間にわたる計画的なプログラムに基づき、就労に必要な知識及び能力の向上、企業とのマッチング等を図ることにより、企業等への雇用や在宅就労等を促進します。

職業訓練の実施

○職業安定機関との連携のもと、一般の公共職業能力開発施設のバリアフリー化を図りつつ、障害のある人の訓練への受け入れを促進します。

○高等技術専門校において知的障害のある人を対象とした職業訓練を実施し、就職を促進します。

○企業や民間教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施し、障害のある人一人ひとりの態様と適性に応じた多様な訓練機会の提供と就職を促進します。

ジョブコーチ支援、トライアル雇用や企業との連携によるトライワーク推進事業の活用促進

○障害者職業センター等が実施するジョブコーチ支援や滋賀労働局等が実施するトライアル雇用およびグループ就労の活用について周知するとともに、就労体験であるトライワーク推進事業の活用を促進することにより障害のある人の就労意欲の向上と企業の障害者雇用に対する理解を促進します。

## (2) 企業で働くことが困難な人への支援

### ① 就労の場の確保

就労移行支援

○一般就労等を希望する障害のある人に対し、有期限の支援計画に基づき、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じて、適性に応じた職場への就労・定着を図るための支援を行います。

就労継続支援  
(A型)

○一般企業での雇用が困難な障害のある人に対し、原則として雇用契約に基づく就労の機会を提供し、一般就労に必要な知識・能力の向上を図るための支援を行います。

就労継続支援  
(B型)

○一般企業での雇用が困難な障害のある人、一定年齢に達している障害のある人等に対し、一定の賃金水準のもとで、就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上・維持を図るための支援を行います。

社会的事業所の運営支援

○障害のある人と雇用契約を締結するなど一般企業と同様に労働法規を適用し、障害のある人が働くための継続的な支援を行う、障害のある人とない人がともに働く雇用の場である社会的事業所について、多様な働き場の確保する観点から、その運営を支援します。

## ② 就労収入の向上

○就労支援事業所や地域活動支援センターで働く障害のある人の就労収入の向上を図るため、事業所職員の経営や指導訓練にかかるスキルの向上、販路の拡大、受注能力の向上、商談会の開催、情報発信の強化などによる社会的認知の向上等、「仕事おこし」の取組を支援します。

## ③ 官公需の優先発注

○障害のある人の雇用の促進と就労支援事業所で働く障害のある人の就労収入の向上を図れるよう、県が、障害のある人を雇用している中小企業や就労支援事業所、地域活動支援センター等から積極的に物品や役務を調達する「ナイスハート物品購入制度」の活用を進めます。

# (3) 企業、労働、福祉、教育、医療の連携強化

## ① 働き・暮らし応援センターを中心とした就労・生活支援ネットワークの充実

○企業で働きたい、あるいは働いている障害のある人を支援し、企業就労の促進と定着を図るため、働き・暮らし応援センター（障害者就業・生活支援センター）、社会就労事業振興センターや就労支援事業所、ハローワーク、企業、関係機関の連携による福祉圏域ネットワークおよび全県を包括するネットワークの強化により、障害のある人の就労を地域で支えるシステムの充実を図ります。

## ② 滋賀県障害者雇用促進検討会議の設置

○企業、労働、教育、福祉等の関係者が障害者雇用に関する情報を共有するとともに、課題や問題点を明らかにし、その解決のための方策を検討・協議し、県内中小企業における障害者雇用の促進を図ります。

## ③ 滋賀県障害者自立支援協議会における福祉・教育・労働の連携

○教育・福祉・労働が連携し、職業教育や就労支援、進路の確保などを効果的に実施できるよう、障害者自立支援協議会において情報交換や協議の場を設けます。

## ④ 働く障害者の健康管理

○働く障害のある人の健康の維持、増進や二次障害予防のため、障害のある人を雇用する事業所や就労支援事業所への情報提供や医療、リハビリテーションの関係機関との連携を図ります。

### Ⅲ 実施計画

#### 1 主要施策の方向

### Ⅲ 地域で活動する

障害のある人が地域でいきいきと活動し、社会に参画することができるよう、コミュニケーション支援や福祉のまちづくりを進めます。

また、アール・ブリュット等の多彩な芸術・文化活動やスポーツの振興など活動の多様性や幅を広げ、自己実現を応援します。

#### <重点施策>

- スポーツやレクリエーションの振興を図ります。
  - ・ 気軽に参加できるスポーツやレクリエーションへの参加機会の拡大
  - ・ 競技力向上に向けたスポーツ大会の選手育成・指導員養成
  
- アール・ブリュットの振興を図ります。
  - ・ 障害のある人の造形活動のすそ野の拡大
  - ・ 造形活動における著作権等保護や活動内容に関する相談支援、著作権等保護のためのガイドラインの周知
  - ・ 作品展の開催を通じた作品の発掘、情報発信に向けた取組の支援
  - ・ 作品の展示・収蔵を行う発信拠点の整備に向けた取組
  
- コミュニケーション支援など社会参加への障壁の除去に努めます。
  - ・ 手話、要約筆記、点字、文字情報などによる情報提供、伝達支援など、情報バリアフリーの推進

(1) 社会参加の促進

(2) コミュニケーション支援の充実

(3) 多様な社会体験、交流への支援

### iii 地域で活動する

#### (1) 社会参加の促進

##### ① 社会参加への支援

障害者社会参加推進センターによる事業推進

○障害のある人の地域における自立生活という共通目標に向け、社会全体に向けた啓発活動や、エンパワーメントなど、三障害を統合した取り組みを推進します。

地域における社会参加の促進

○地域生活支援事業の実施により、聴覚障害のある人のコミュニケーション支援や、点字・声の広報の発行、自動車免許取得支援や、スポーツやレクリエーション教室の開催など、身近な地域における社会参加を促進します。

○精神障害のある人の社会参加の促進を図るため、地域生活支援事業により、各地域でのサロン事業や余暇活動支援、地域活動支援センターでの交流事業等を促進します。

身体障害者補助犬の普及啓発

○身体障害者補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）の給付や啓発を実施し、障害のある人の社会参加を促進します。

IT利用の推進とITを活用した生活・就労の促進

○障害者IT支援センターにおいて、情報バリアフリー化の推進のために、IT利用相談や住宅での生活を送る重度障害のある人へのITの訪問利用、各種IT講習会を実施するとともに、障害のある人のIT利用支援を行うパソコンボランティアの養成、派遣を行います。

○障害のある人が身近な地域でITに触れたり仲間同士で交流ができる場としてITサロンを設置し、障害のある人のIT利用を促進します。

○視覚障害者IT講習会や視覚障害者デジタル機器等の利用支援を行い、情報取得が困難な視覚障害のある人の情報取得量の増大を図ります。

##### ② スポーツやレクリエーション活動の振興

スポーツ大会の実施・選手育成

○障害者スポーツの技術の向上と、スポーツに取り組む障害のある人のすそ野を広げるため、障害者スポーツ大会を開催し、有望な選手の発掘に取り組み、優秀な選手を選抜して全国障害者スポーツ大会への派遣を行います。また、全国大会出場選手の育成強化を図り、多様化・高度化する障害者スポーツの全国的な状況に対応できる個人・団体を育成します。



多様な障害者スポーツの競技力の向上

○全国障害者スポーツ大会正式種目だけでなく、その他の競技スポーツも併せて日常的に障害者スポーツの競技力向上に取り組む体制を整備するため、滋賀県障害者スポーツ協会を中心に、各競技ごとの競技団体の組織化を促進します。また、障害者スポーツ指導員を養成し、各種競技スポーツの指導体制を整備します。

参加機会の拡大

○身近な地域での競技会やスペシャルスポーツカーニバルの開催、スポーツクラブの育成、さらにはスペシャルオリンピックスや一般のスポーツ大会への参加の促進により、本人の希望に合った多様な参加機会の提供を進め、精神障害のある人の参加も踏まえたスポーツやレクリエーションの振興を図ります。

○精神障害のある人のより競技性の高い障害者スポーツ大会への参加については、全国障害者スポーツ大会の枠組み検討に配慮しながら、参加を促進します。

障害者スポーツを支援する体制の充実

○滋賀県障害者スポーツ協会や滋賀県立障害者福祉センター等との連携のもと、どこでも誰もが気軽にスポーツやレクリエーションに参加できる機会の創出を促進します。

スポーツ施設のバリアフリー化促進

○身近なスポーツ施設で、スポーツやレクリエーションが楽しめるよう、既存のスポーツ施設における障害者用トイレの設置や、スロープ、エレベーター、点字ブロック等の整備を図ります。

競技性の高い障害者スポーツ大会への参加選手への支援

○より競技性の高いスポーツ大会への参加を希望する選手に対して各種大会開催情報の提供やパラリンピックをはじめとした国際大会出場へのプロセスの相談などの支援に努めます。

### ③ 芸術・文化・余暇活動の振興

造形活動のすそ野の拡大

○従来、作品の出展の機会の少なかった県内の障害のある人による公募展「ぴかっtoアート展」の開催により、障害者の造形活動の機会を広げます

○ボーダレスアート・ミュージアム「NO-MA」の運営を支援し、障害のある人の作品と一般のアーティストの作品を同時に展示する取組や県内福祉施設における造形活動の支援に努めます。

造形活動を支える仕組みづくり

○障害のある人、家族、施設等に対する作品の著作権等保護や造形活動全般についての相談機関の設置を支援することや著作権等保護のためのガイドラインを周知することで、障害のある人が造形活動を行う環境整備を図ります。

音楽表現活動の場の拡大

○障害のある人が、地域の中で誰もが気軽に参加できる音楽・身体表現ワークショップの県内各地での開催を支援し、自由な表現活動に参加する機会や音楽祭などその成果発表の場を増やします。

## アール・ブリュットの振興

○福祉施設等を対象としたアール・ブリュット作品の調査を行い、優れた作品が評価されることなく廃棄されることを防ぐとともに、調査先の地域でアールブリュットについての理解を促進します。

○アール・ブリュットについて広く知ってもらうと同時に、県民や社会の財産として後世に残すために作品の展示・収蔵を行う発信拠点の整備に向けた取組を進めます。

## 余暇活動の場の提供

○障害のある人によるスポーツやレクリエーション、旅行など、地域や団体が主体的に進める取組を支援することにより、地域における余暇活動の充実を図ります。

○障害者福祉センター、視覚障害者センター、聴覚障害者センターでは、文化教養教室などを開催し、一人ひとりの余暇生活がより充実したものとなるよう取り組みます。

## (2) コミュニケーション支援の充実

### ① 県と市町の連携による推進

#### 適切な役割分担

○市町におけるコミュニケーション支援が円滑に実施されるよう、県においては手話通訳者、要約筆記者の養成研修を行い、人材の確保に努めます。

○手話奉仕員等養成研修事業の実施に関し、市町間の情報交換の場を設けるなど、県は、その推進に向けた環境整備を行います。

○広域的な場面などでのニーズに対しては、市町との役割分担を明確にしたうえで、県において対応します。

### ② 情報提供の充実

#### 障害のある人に対する情報提供の充実

○視覚障害のある人や聴覚障害のある人に対し県政情報を提供するため、県政広報誌「滋賀プラスワン」の音声版（テープ、CD）、点字版を作成・配付するほか、手話と字幕による県政情報番組「手話タイム・プラスワン」を放送します。

○視覚障害のある人への情報バリアフリーとして、県が作成するリーフレットなどの印刷物の音声コードの付記に努めます。

○障害に対応し利用しやすいよう配慮したページの提供や、音声読み上げ機能等への対応により、誰もが県政情報を正確・迅速に入手できるホームページとします。

○知的障害者等に配慮した読み仮名の付記や、平易な表現に努めます。

県や市町の情報提供体制の充実

○聴覚障害のある人の社会参加や自立生活を支援するため、県立機関や、市町でのコミュニケーション支援事業と連動した手話通訳者設置、通訳者や要約筆記者派遣制度の構築を支援します。

○耳マーク運動などを通じた、窓口における筆談の広がりにも努めます。

視覚障害者社会参加促進事業等の推進

○点字・声の広報や、点字でニュースを提供できる点字情報ネットワーク事業などを行い、視覚障害のある人の自己実現や社会参加を促進します。また、それぞれにあった方法で分かりやすく情報伝達ができるよう、音声コードの普及にも取り組みます。

広域的聴覚障害者コミュニケーション確保対策事業の推進

○聴覚障害者生活訓練事業や手話挿入・字幕入りビデオ等の制作、貸出、配信などを実施し、聴覚障害のある人の自己実現や社会参加を促進します。

県立施設での取組

○図書館においては、肢体に障害のある人には図書資料を、視覚に障害のある人には録音資料(テープ・CD・DAISY等)を、それぞれ送料は無料で郵送貸し出しを行います。

### ③ 支援の担い手の養成・派遣

盲ろう者の社会参加の促進

○視覚と聴覚の重複障害がある盲ろう者のコミュニケーション支援と移動介助等を行う盲ろう者通訳・介助者派遣事業や日常生活訓練事業を実施し、盲ろう者の自立生活と社会参加を促進します。

交番等での障害のある人に配慮した相談環境の整備

○手話や筆談など聴覚障害のある人とのコミュニケーションや障害の理解に関する講習会を定期的実施し、障害のある人が警察職員に気軽に相談等ができる環境の整備を進めます。

## (3) 多様な社会体験、交流への支援

### ① ボランティアの活動促進

ボランティア活動の促進

○県民のボランティア活動が一層促進されるよう、ボランティアコーディネーターの養成やボランティア活動の情報提供を行い、ボランティア活動に気軽に参加できる環境づくりを進め、障害のある人の地域生活を応援します。

精神保健福祉ボランティアの活動支援

○精神保健福祉ボランティアグループの活動を支援し、精神障害のある人の地域生活における支援の輪を広げます。

県民の社会貢献活動の環境整備

○「県民の社会貢献活動促進のための基本的な考え方」に基づき、淡海ネットワークセンターへの支援を中心に社会貢献活動やNPOに関する情報提供、人材育成、参加の機会づくり等を進め、県民の社会貢献活動の環境整備を図ります。

## ② 障害のある人の本人活動や交流への支援

### 本人活動の支援

○障害のある人自身が運営する会議やイベントなどの本人活動を支援し、多様な社会体験をすることによる自己実現や、社会への参画を促進します。

### 地域における交流の促進

○民家、空き店舗など既存の建物を活用し、障害のある人と高齢者や子ども、地域の人たちが自然に集いふれあいながら、身近な地域での日常的な見守りなどの支援活動やボランティア活動が生まれる場づくりを進めます。

1 主要施策の方向

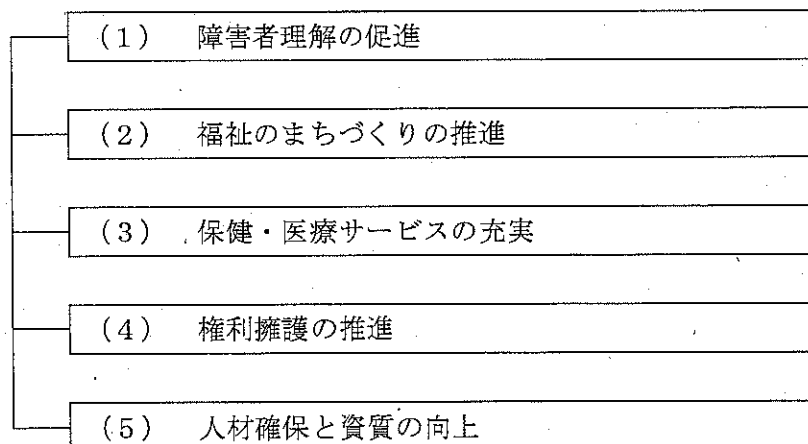
iv 共生のまちづくり

新しい障害者基本法が目指す共生社会の実現という理念に向け、当事者参画のもとで各種の施策を推進します。虐待防止対策や障害特性に配慮した防災対策にも取り組みます。

我が国の障害者福祉の草分けである糸賀一雄氏らの思想と実践は、今も本県における施策や取組の根底をなすものであり、本県障害福祉の歴史を踏まえ、未来に向けたさらなる発展を目指します。

<重点施策>

- 新しい障害者基本法に基づく合議制の機関を設置し、滋賀県自立支援協議会と連携して当事者参画のもとでの施策推進を図ります。
- 障害者虐待の防止、早期発見、相談支援等の対策に取り組みます。
- 災害時の避難誘導や避難所対応など、障害特性に応じた対策を図ります。
- 糸賀一雄氏をはじめとした本県障害福祉の先人たちの思想と実践を今後のさらなる発展に生かすための普及・啓発を行います。
- アール・ブリュットの振興による共生社会の実現に向け取り組みます。



## iv 共生のまちづくり

### (1) 障害者理解の促進

#### ① 啓発・広報活動の推進

糸賀思想の普及啓発の推進

○糸賀一雄記念賞や糸賀一雄記念賞音楽祭により、障害のある人やない人、そして障害者福祉に関わる人たちなどが、内外の実践者らと幅広い交流を行うことで、知的障害者福祉に大きな影響を与えた糸賀思想の、国内外に向けた発信と普及啓発を行います。

○平成26年3月の糸賀一雄氏生誕100周年を記念する事業を企画します。

○糸賀一雄記念財団については、自主的・主体的な運営に向けた必要な支援を行います。

アール・ブリュットの振興

○アール・ブリュットの振興を、障害の有無に関わらず、一人ひとりの存在が尊重される「共生社会」の実現につながる象徴的な取組と位置づけ、造形活動のすそ野の拡大、造形活動を支える仕組みづくりや情報発信等に努めます。

○滋賀の福祉の取組の中から生み出されたアール・ブリュットの作品展を継続的に開催し、評価の定まっていな作品を掘り起こし情報発信していくとともに、糸賀思想の発信として国内やアジアに広げ、アジア地域全体の障害のある人の可能性を支援し、生活の質の向上を図ります。

「障害者週間」を中心とした広報・啓発の推進

○障害のあるなしにかかわらずお互いを理解しあい、障害のある人の人権が侵害されることのないよう、12月3日から12月9日の「障害者週間」を中心に、「心の輪を広げる体験作文」や「障害者週間ポスター」コンクールなどの啓発活動を実施します。

「発達障害者啓発週間」を中心とした広報・啓発の推進

○毎年4月2日の世界自閉症啓発デーや4月2日から8日までの発達障害啓発週間を中心に、発達障害の基礎知識を学ぶ講習会の開催や障害の特徴や対応などをわかりやすくまとめたパンフレットの配布により、発達障害に対する県民理解の促進を図ります。(再掲)

多彩な人権啓発の実施

○県民の人権尊重意識の高揚を図るため、マスメディアの活用や広報誌の発行、イベントの開催など多彩な形態での人権啓発事業を実施します。また、より多くの人々の関心を高め、感性に訴える啓発となるよう手法や内容の工夫に努めます。

#### ② 学校や地域における交流や学習の推進

交流及び共同学習の推進による理解促進

○障害のある子どもとない子どもの交流及び共同学習を推進することにより、同じ社会に生きる人間として、お互いを理解し、ともに助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶとともに、障害児が自立し、社会参加する資質を養うなど、特別支援教育の理解促進に努めます。

学校における学習機 会の設定	○各小中学校において、児童生徒や保護者を対象とした障 害者理解に関する講話や体験学習等を行い、障害者理解の 促進が図られるよう、各校に必要な情報を提供するなど支 援に努めます。
子どもの体験活動の 機会と場の充実	○放課後子ども教室や通学合宿など、地域における自然体 験や生活体験などのさまざまな体験活動の充実を図る中 で、障害のある子どもと障害のない子どもの交流を進めま す。
開放講座等の開催	○特別支援学校等の持つ教育機能等を幅広く県民へ提供 し、各校の特色を活かした多種多様な講座を開設すること により、信頼される地域に開かれた学校づくりを進めると ともに学習機会の提供に努めます。
福祉副読本の活用	○小・中学校において、福祉読本の活用により、福祉への 関心や理解を深め、子どもの頃からの福祉意識の醸成に努 めます。
精神障害に対する理 解の促進	○精神障害に関する知識や情報等を提供し、県民に対して 精神障害に関する正しい理解を深めることにより、精神障 害のある人の社会復帰および自立と社会参加を支援しま す。また、精神障害のある人と住民との交流を図り、理解 者、支援者を発掘するとともに、県民が心の健康について 考える機会とするための集いを開催します。  ○精神障害者家族会等の関係団体が実施する活動や研修事 業等を支援することにより、団体やグループ活動の活性化 を図るとともに、精神保健福祉思想の普及・啓発を図りま す。

## (2) 福祉のまちづくりの推進

### ① ユニバーサルデザインのまちづくり

ユニバーサルデザイ ンによる県立施設整 備や物品購入の推進	○県立施設においては、率先してユニバーサルデザインの 視点による整備を進めます。  ○県の物品購入においては、ユニバーサルデザイン商品の 案内や電子カタログへの掲載を進めます。
公共施設等のユニ バーサルデザイン化 の促進	○だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に基づ き、障害の有無や年齢などにかかわらずだれもが安全で快 適に生活できるよう、県内の公益的施設、公共交通機関等 のユニバーサルデザイン化を促進します。

### ② 暮らしやすい生活環境の整備

自治ハウス（集會 所）のバリアフリー 化促進	○コミュニティ活動の中心である自治ハウス（集會所）に おいて、誰もが利用できる施設とするため、既存自治ハウ ス（集會所）において人にやさしいバリアフリー化を促進 するための支援を図ります。
------------------------------	---

公園・水辺空間の整備

○障害のある人が都市公園を支障なく利用できるよう、駐車場内の障害者用スペースの確保、障害者対応のトイレ設置、段差解消のためのスロープ設置等の整備を促進します。

○障害のある人や高齢者が水辺空間を安全かつ快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインを考慮した身近な憩いの場の整備を図ります。

農村地域の生活環境整備

○障害のある人や高齢者が安心して、健康で生きがいを持って暮らせる農村地域の環境づくりを目指し、公共施設等のユニバーサルデザイン化など、生活環境の整備を進めます。

投票所の環境整備・電子投票の研究

○各種選挙において障害のある人が投票しやすい環境整備に資するよう、引き続き市町に助言を行います。また、電子投票制度については、滋賀県電磁的記録式投票制度に係る研究会における導入にあたっての課題や問題点の研究結果を踏まえ、導入を検討する市町に対して助言を行います。

### ③ 移動しやすいまちづくりの推進

歩道環境の整備

○駅、医療保健福祉施設、公共施設、商店街等が集積する地区の道路網について、関係する道路管理者が連携し、歩行空間の連続したユニバーサルデザイン化を行い、車いすが完全にすれ違える幅の広い歩道、歩きやすい透水性舗装の歩道、点字ブロック、段差・傾斜の解消の整備等、障害のある人を含めた全ての人々が安全で円滑に移動ができる歩道整備に努めます。

交通安全施設等のユニバーサルデザイン化の促進

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）に基づく重点整備地区内の生活関連経路に対して、自治体等のユニバーサルデザイン化事業と連携しつつ、視覚障害者用付加装置や高齢者等感応化等交通バリアフリー対応型信号機への改良、規制標識の高輝度化等の整備を図ります。また、その他の地域に対しても、社会資本整備重点計画に基づき交通バリアフリー対応型信号機の整備等を推進します。

○鉄道駅のバリアフリー化（エレベーター等の設置）、文字や音声によるわかりやすい情報提供など、ユニバーサルデザイン化を促進し、移動の利便性・安全性の向上を図ります。

障害のある人に配慮した教習所の充実

○各教習所に左アクセル車両等障害者用教習車両の整備および施設のバリアフリー化を指導します。また、電動車いすを整備している教習所に対しては、同車を活用した交通安全教室を開催する等、障害のある人に対応した安全指導を推進します。

運転者教育の促進

○障害のある人の年齢、障害の種別に応じ、適切できめ細かな運転適性相談の実施を進めます。また、運転者教育については、各種講習の委託先に対する字幕入り、手話入りビデオの整備充実を促進するとともに、手話通訳による講習会の開催を図ります。



パーキングパーミット制度の導入

○障害のある人や高齢者、妊産婦等の移動に配慮が必要な人を対象に、車いす利用者駐車場や思いやり駐車区画の利用証を交付するパーキングパーミット制度を導入し、当該駐車区画の適正な利用を促進します。

④ 住みやすい住宅の整備

公営住宅のバリアフリー化の推進

○公営住宅の建替や改善において、住戸内、共用部分、屋外アプローチのバリアフリー化や浴室、便所、屋外アプローチ等の手すり設置、4階以上の住宅へのエレベーター設置等を進め、障害のある人が住み慣れた社会で安心して生活できる住環境の整備を推進します。

住宅のバリアフリー化促進

○人と環境にやさしい住まいのポイントをホームページ等で広く普及啓発するとともに、既存住宅のバリアフリー化を推進するためリフォームに関する相談や情報提供を実施し、誰もが安心できる住宅の整備を促進します。

民間賃貸住宅への入居支援

○民間賃貸住宅についても、障害者世帯などの受け入れ住宅や協力店、支援団体を登録し情報提供するなど、円滑な入居が図られるよう努めます。

⑤ 防災・防犯体制の充実

防災への理解促進

○滋賀県地域防災計画に基づく防災対策が図られるよう、「滋賀県障害者等防災マニュアル策定指針」の見直しを行い、県や市町村において災害に対する基礎的知識や障害特性も踏まえた災害発生時取るべき行動等について理解を深める取り組みを進めます。  
○緊急時の電源の確保や避難所となる福祉施設での物資の備蓄、障害特性を踏まえた避難所運営など、災害への備えが進むよう取り組みます。

災害時要援護者の避難支援

○高齢者や障害のある人等の災害時要援護者に対し、災害時に速やかに安否確認や避難ができる体制づくりを進めるとともに、障害・疾病等の状態に応じて避難できる福祉避難所の確保と支援体制づくりを進めます。

自主防災組織の育成

○障害のある人は、災害時に自力避難や状況の把握が困難なことから、地域住民などの連携による自主的な防災活動が大切です。そのため、災害時要援護者支援の重要な担い手である自主防災組織に対し、研修会の開催、情報提供、技術支援を行います。

コミュニケーション支援の充実

○コミュニケーション機能に障害のある人に対し、災害時等の緊急情報が円滑・迅速に提供するためのシステムづくりについて検討します。

土砂災害対策の実施

○土砂災害の犠牲となりやすい自力避難が困難な障害のある人、高齢者、幼児などを守る土砂災害対策を推進するため、福祉施設等を含む箇所に対して重点的に砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業を実施します。

警察職員への介護講習の実施

○警察職員が障害のある人等の介護に必要な知識や技能を修得し、現場での援助に積極的に活用できるよう、介護に対する意識の浸透を図るための研修や講習への参加を促進します。

被害防止対策の推進

○契約や金銭管理に支援が必要な障害のある人の悪質商法被害を未然に防止するため、出前講座、リーフレットや冊子等による啓発を推進します。

○各関係機関や自主防犯ボランティア等と連携した犯罪抑止啓発を推進し、犯罪のない社会づくりを目指します。

### (3) 保健・医療サービスの充実

#### ① リハビリテーションの充実

滋賀県リハビリテーション協議会による提供体制整備

○保健・医療・福祉関係機関や関係団体などで構成する「滋賀県リハビリテーション協議会」において提供体制整備の基本方向を検討するとともに、先に策定した「滋賀県リハビリテーション連携指針」に基づき関係機関の連携を促進します。

県立リハビリテーションセンター業務の充実

○地域リハビリテーションの推進等を支援するため、県立リハビリテーションセンターにおいては、情報提供や専門職員等に対する研修、調査・研究、相談支援などの事業やリハビリテーション実施機関それぞれへの技術的支援を推進します。

特に、市町・二次保健医療圏域において、関係機関、団体等の役割を推進するためのマネジメント機能を各機関が発揮できるよう、ネットワークの中核機能を強化するほか、頭部外傷などによる高次脳機能障害、難病の方々への専門的リハビリテーション支援を実施します。

地域リハビリテーション提供体制の充実

○各二次保健医療圏域において、各保健所に設置されている「地域リハビリテーション連絡協議会」における検討とあわせて、地域特性をふまえたネットワークづくりを推進するとともに、協議会での検討結果を踏まえ、必要な施策を推進します。

総合リハビリテーションの推進による障害のある人への支援

○市町・二次保健医療圏や三次保健医療圏域において、医療をはじめ、教育・職業・社会リハビリテーションを担うそれぞれの関係機関により、急性期・回復期・維持期の医学的リハビリテーションと、教育・職業・社会リハビリテーション等を一貫して包括的に提供できる体制の整備を促進します。

○そのため、保健所と県立リハビリテーションセンターとの連携強化や福祉用具センターと障害者更生相談所の一体化等、機能連携や機能的統合を進めるとともに、働き・暮らし応援センター（障害者就業・生活支援センター）や障害者自立支援協議会などとの連携を推進します。

○障害のある人たちが、日常生活や就労等をとおして二次障害に至ることを予防する取組を推進します。

## ② 精神保健医療等の推進

精神疾患の早期治療  
と精神障害者への早期支援

○精神保健福祉士、看護師等の多職種チームによる訪問型支援を試行的に実施し、治療につながない人や治療を中断している人などへの支援を進めます。

○学齢期における精神疾患の早期発見と精神疾患の理解を進めるための研究を支援します。

○かかりつけ医と精神科医との連携を促進し、うつ病を始めとする精神疾患の早期治療を進めます。

救急医療体制の充実

○県立精神医療センターによる精神科救急の受け入れを進めるとともに、受け入れ病院の設備の改修や精神科救急情報センターによる対応の充実により精神科救急医療システムの強化を図り、本人の人権に配慮した迅速かつ適切な医療の提供に努めます。

精神科医療の充実

○県保健医療計画に基づき医療機能の明確化、各医療機関などの機能分担や連携を進めます。

○精神保健指定医や精神科病院で勤務する看護師の確保を促進するとともに、診療や治療支援の質の向上を図ります。

○県立精神医療センターと他の医療機関との役割分担と連携を図り、思春期精神障害、アルコール依存症等中毒性精神障害などの専門医療の提供に努めます。

医療・保健・福祉の  
連携

○関係する機関や団体との連携を進め、ひきこもり、思春期関連、依存症などの相談の充実に努めます。

○自立支援協議会の充実などによる地域の精神科医療機関と市町、保健所、福祉施設等と連携強化を働きかけ、地域住民の多様なニーズに応じた精神保健医療福祉サービスの提供体制づくりに努めます。

○産業保健と地域保健の連携や、障害などによる「生活のしずらさ」にかかるメンタルヘルス面の対応にも努めます。

## ③ 難病患者・脳外傷者等への支援

総合的なサービス提供

○各保健所（健康福祉事務所）が実施している在宅療養支援計画策定・評価事業、訪問相談事業、医療相談事業、訪問指導（診療）事業、難病対策研修事業、在宅重症難病患者一時入院事業等により、在宅の難病患者に対して、地域の医療機関、市町福祉部局等の関係機関の連携のもとに、保健、医療および福祉の各分野にわたる総合的なサービス提供を行い、療養上の不安の解消を図るとともに社会参加の推進を図るなど、よりきめ細かな支援対策を進めます。

就労支援・日常生活  
支援の充実

○難病患者の就労について滋賀県難病相談・支援センターにて関係機関と連携を図りながら支援を行います。また、市町が実施するホームヘルプサービスや、ショートステイおよび日常生活用具事業の推進を図るとともに、難病患者等ホームヘルパーの養成に努めます。

在宅療養に向けた支  
援・難病医療ネット  
ワーク協議会による  
相談体制の充実

○圏域毎に拠点病院を1箇所以上指定し、各圏域ごとに地域のネットワークを構築し、入院（レスパイト入院等）が必要となった重症難病患者の適時適切な入院施設が確保できるように努めるとともに、在宅療養に向けた支援を行っていきます。また、難病医療連携協議会には難病医療専門員を配置し、難病患者や家族からの相談対応、入院施設の紹介、医療従事者への研修などの事業の充実を図ります。

高次脳機能障害への  
支援

○高次脳機能障害支援センター、リハビリテーションセンター、保健所、市町、福祉施設などのネットワークづくりを進め、身近な地域における診断・リハビリや相談支援の充実を図るとともに、当事者団体等との連携のもと、広く県民に対して高次脳機能障害支援の促進を図ります。

#### ④ 医療費等の公的負担

自立支援医療（更生  
医療・育生医療）費  
の給付

○身体障害のある人の機能回復のための更生医療や、身体障害のある児童に対して障害を軽減・除去するために必要な育成医療を給付し、経済的負担を軽減するとともに、保健・福祉の増進を図ります。

重度障害者（児）の  
医療費負担の軽減

○重度心身障害者（児）福祉医療費助成事業や重度心身障害老人福祉助成費助成事業により、重度障害者（児）の医療費の負担を軽減します。

自立支援医療（精神  
通院医療）費の給付

○精神医療の通院医療を給付することにより、在宅の精神障害のある人の医療の確保、継続的受療の促進、精神医療の早期治療、再発防止を図ります。

自立支援医療（精神  
通院医療）の受療促  
進

○重度の精神障害のある人に対して自立支援医療（精神通院医療）費適用の自己負担分医療費を助成し、経済的負担の軽減と受療の促進を図ります。

在日外国人で障害の  
ある人の経済的安定  
の促進

○在日外国人障害者福祉給付金支給事業により、旧国籍条項により国民年金に加入できなかった在日外国人で障害のある人の経済的・生活の安定を図ります。

### （4） 権利擁護の推進

#### ① 権利擁護相談・苦情処理体制の充実

運営適正化委員会に  
よる助言・あっせん

○県社会福祉協議会内に第三者による運営適正化委員会を設置し、事業者段階で解決困難な事例等に対して、解決に向けた助言、あっせんを行うなど、福祉サービスの利用者の権利を擁護します。

相談員の能力向上と  
連携の促進

○身体障害者相談員や知的障害者相談員間のネットワークの構築や、障害のある人の人権や財産に対する侵害事案の早期発見と関係機関への情報提供等に関する研修を行うことで、相談対応能力の向上と相談員間の連携強化を図ります。

## ② 権利擁護システムの充実

「淡海ひゅうまん  
ねっと」「障害者1  
10番」による各種  
支援の推進

○滋賀県権利擁護センター（淡海ひゅうまんねっと）、  
「障害者110番」において権利侵害や日常生活に関する  
相談対応や広報啓発等を実施し、障害のある人や高齢者の  
権利を守ります。

「地域福祉権利擁護  
事業」の推進

○地域福祉権利擁護事業により、障害のある人等で判断能  
力が不十分なため、日常生活を営むのに支障がある人に対  
し、福祉サービスの情報提供や、手続きの援助、日常金銭  
管理などの援助を行い、地域での自立生活を支援します。

成年後見制度の利用  
促進

○知的障害・精神障害などにより判断能力が不十分な人の  
権利を擁護するため、成年後見制度の周知・啓発を行うと  
ともに、利用を促進するための体制づくりを進めます。

虐待防止に向けたシ  
ステムの構築

○虐待の未然防止や早期発見、虐待が発生した場合の迅速  
かつ適切な対応、再発の防止等を図るため、関係機関によ  
る連携体制づくりや研修を進めるとともに、事例検討やマ  
ニュアル作成などを行い、通報の受理や調査、一時保護を  
行う市町の取組を支援します。

## ③消費者被害防止のための啓発活動

○障害のある人を狙う悪質な事業者からの被害の防止や多  
重債務を防ぐための金銭管理のあり方について、啓発の機  
会を設けます。

# (5) 人材の確保と資質の向上

## ① 専門職の養成と確保

滋賀県障害者自立支  
援協議会による専門  
技術を有する人材の  
育成

○滋賀県障害者自立支援協議会において、各地域の相談支  
援事業者の機能強化を図るとともに、障害のある人のニー  
ズに的確に対応できるサービス提供事業者を育成すること  
を目的とした人材育成事業を推進します。

質の高い人材の育  
成・確保のための体  
制整備

○福祉関係職員の専門知識や技術の向上を図るために、社  
会福祉事業者、大学等教育養成機関、行政等の産・学・官  
が連携し、体系的、継続的な研修を実施します。

○介護保険サービス事業者等の他事業主に障害福祉サービス事業への参入を進め、サービス提供体制の拡充を図ります。

○若年層に対して、福祉・介護サービスの意識や重要性を理解してもらうため、職場体験の場の提供やマスメディアによる広報活動を進めるとともに、有資格者の掘り起こしのための研修を実施し、福祉人材の確保に努めます。

○福祉・介護職場における指導職員への相談技術研修やアドバイスをを行う支援員派遣により、事業所内の相談体制の充実と若手職員の定着に努めます。

滋賀県福祉人材・研修センターでの人材育成・確保

○滋賀県福祉人材・研修センターにおいて社会福祉事業所への就業相談援助や従事者向け研修の企画・実施等を行い、福祉人材の確保と質の高い人材の育成を図ります。

## ② 幅広い人材の育成

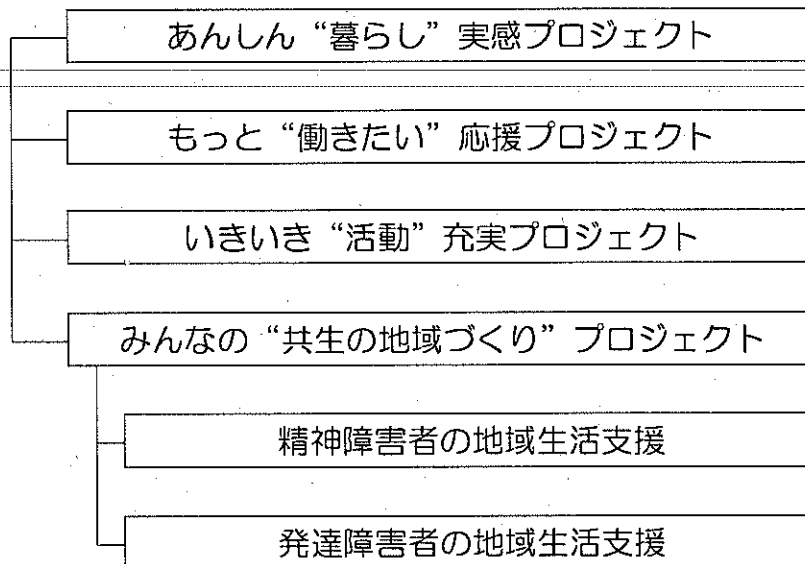
リハビリテーション提供体制充実のための専門職員の養成

○リハビリテーション提供体制の充実を目指し、看護職員の養成確保・資質向上事業、医療従事者団体等活動支援事業等により、看護職員、理学療法士等の養成確保と資質向上を図ります。

## 2 重点プロジェクト

基本目標である「地域で暮らし、働き、活動することの実現」に向け、各分野の横断的な連携により、戦略的に推進する重点プロジェクトを設けます。

重点プロジェクトは、「暮らす」「働く」「活動する」「共生」の各分野において、関係の方々や県民のみなさんと力を合わせ、障害のある人の地域生活を支援するとともに、本県の障害者施策のさらなる推進を目指すものです。



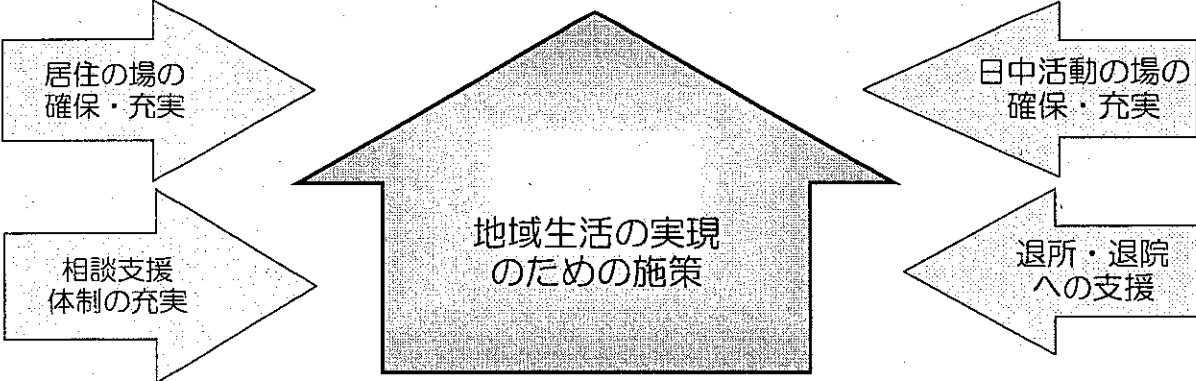
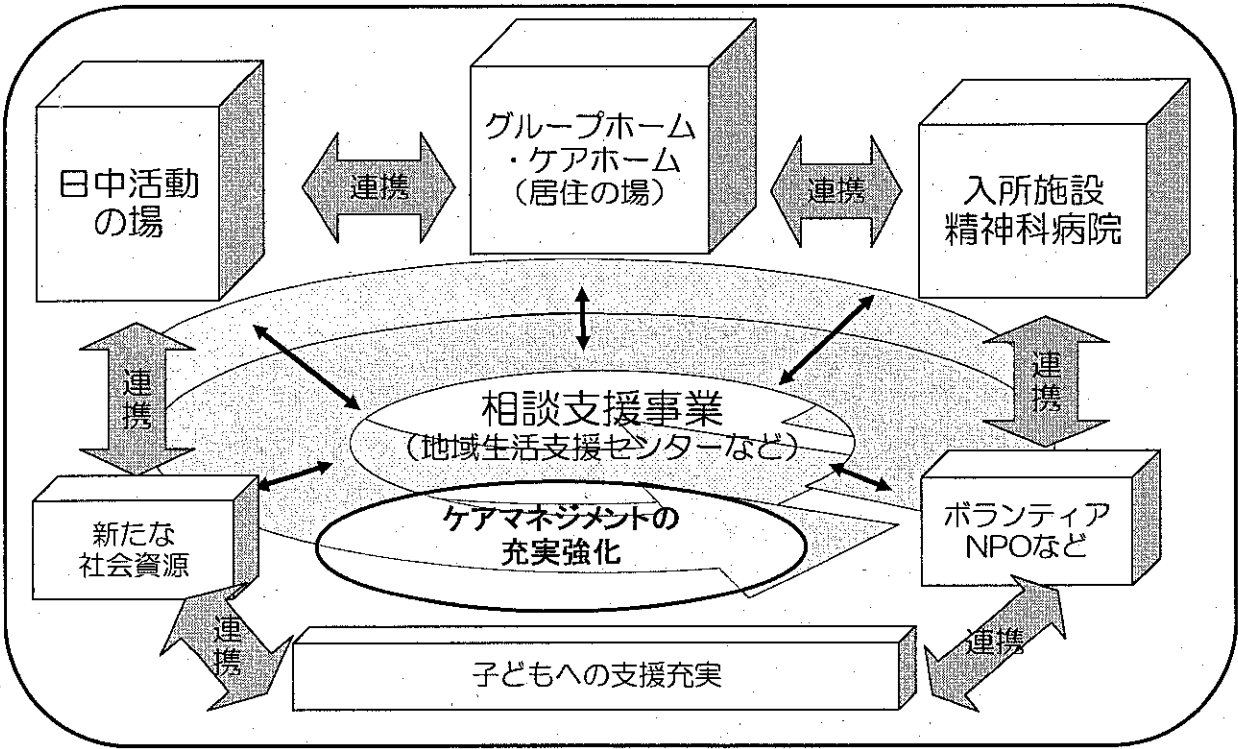
# あんしん “暮らし” 実感プロジェクト

障害のある人の「地域で暮らしたい」という思いに応えるためには、住まいや日中活動、それらを総合的に支える相談などの様々な支援が必要です。重度障害者への対応の充実や特別支援学校等の児童生徒の急増対策も求められます。そのため、障害のある人が望む地域生活を実現するために必要な、様々なサービス基盤の整備を進めます。

**重度障害者への対応充実**

- 重症心身障害者の通所施設における処遇向上
- 強度行動障害者のサービス充実強化
- 重度障害者対応施設における施設・設備の整備推進など

特別支援学校等の  
児童生徒の急増  
増対応





戦略的施策

- 地域の中で暮らすためのグループホーム等の居住の場の確保・充実
- 地域の中での多様な日中活動の場の確保・充実
- 居住・日中活動の場に限らず地域での生活に伴って起こる様々な困り事への相談体制の充実
- インフォーマルな支援にも対応できる多様な支援策の充実

★：新たに実施する事業  
○：充実・強化する事業

戦略事業

居住の場の確保・充実

- ★重度障害者に対応したケアホームの整備推進
- ★重度障害者の入所施設におけるサービスの充実強化
- グループホーム等整備費補助・障害者生活ホーム運営費補助
- グループホームの整備の推進（民間アパート等の活用）
- 重度障害者に対応したケアホームの整備の推進
- 公営住宅のグループホームへの活用

日中活動の場の確保・充実

- 様々な機能の通所事業所の整備促進
- ★重症心身障害者対応通所施設における処遇向上
- ★強度行動障害者対応通所施設におけるサービスの充実強化
- ★重度障害者対応施設における施設・設備の整備推進
- ★児童発達支援の充実支援
- ★放課後等デイサービスの整備促進
- サービス事業所における支援機能の強化（従事者スキルの向上支援）
- 放課後児童クラブの充実

相談支援体制の充実

- ケアマネ従事者等の設置支援
- 相談事案解決のためのシステムづくり支援
- 相談支援員の質の向上
- 地域ケアシステム推進事業～7福祉圏域の地域自立支援協議会の支援

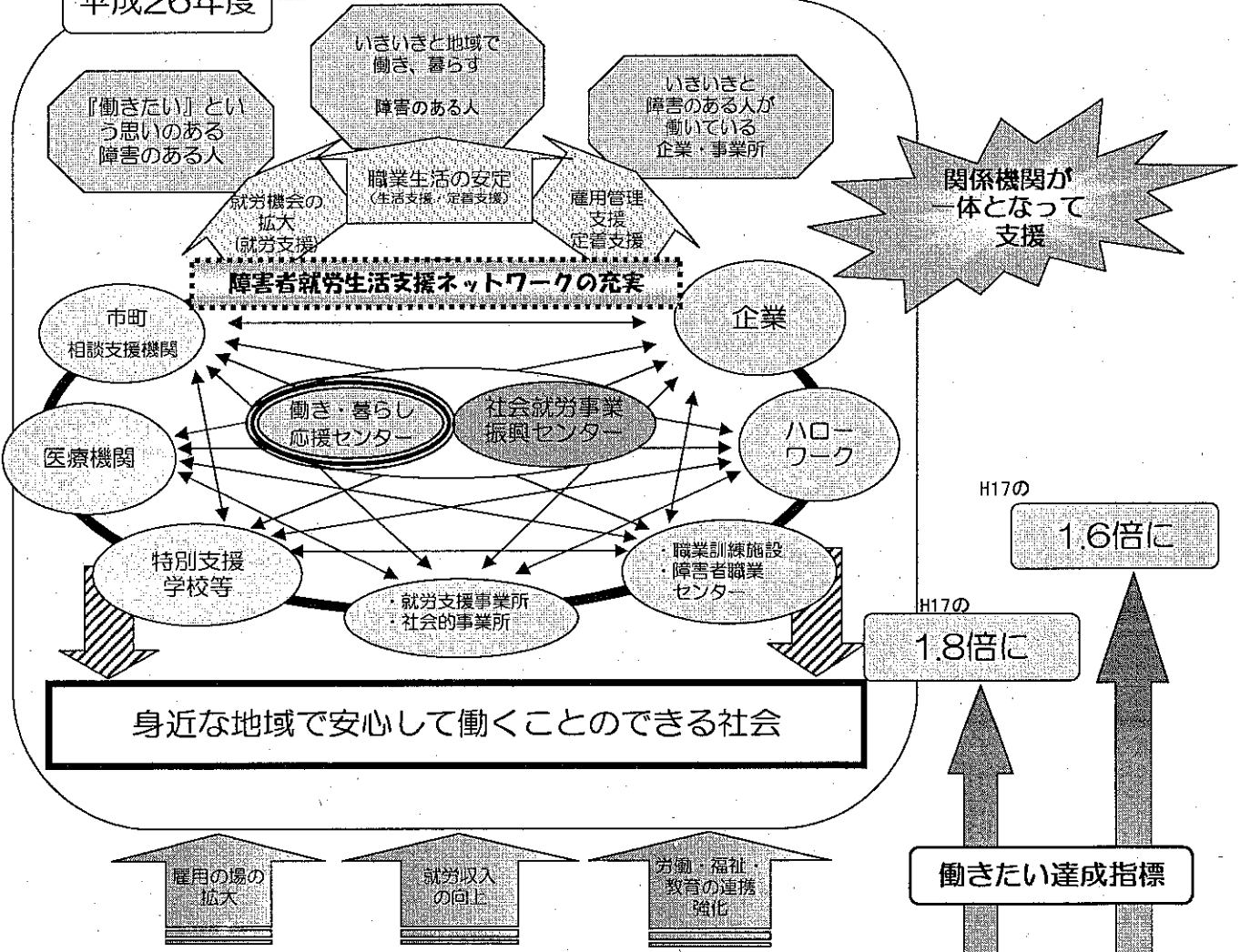
退所・退院への支援

- 重度障害者の地域生活基盤の整備促進
- 退所・退院に向けたケアマネジメントの充実強化
- 精神科病院の長期入院患者の退院支援  
（グループホームや就労など地域生活体験）
- 専門家の養成による精神障害者の退院支援
- 自立生活支援ホームによる退所支援
- 地域生活移行と就労支援の一体的な取り組みによる退所促進

# もっと“働きたい” 応援プロジェクト

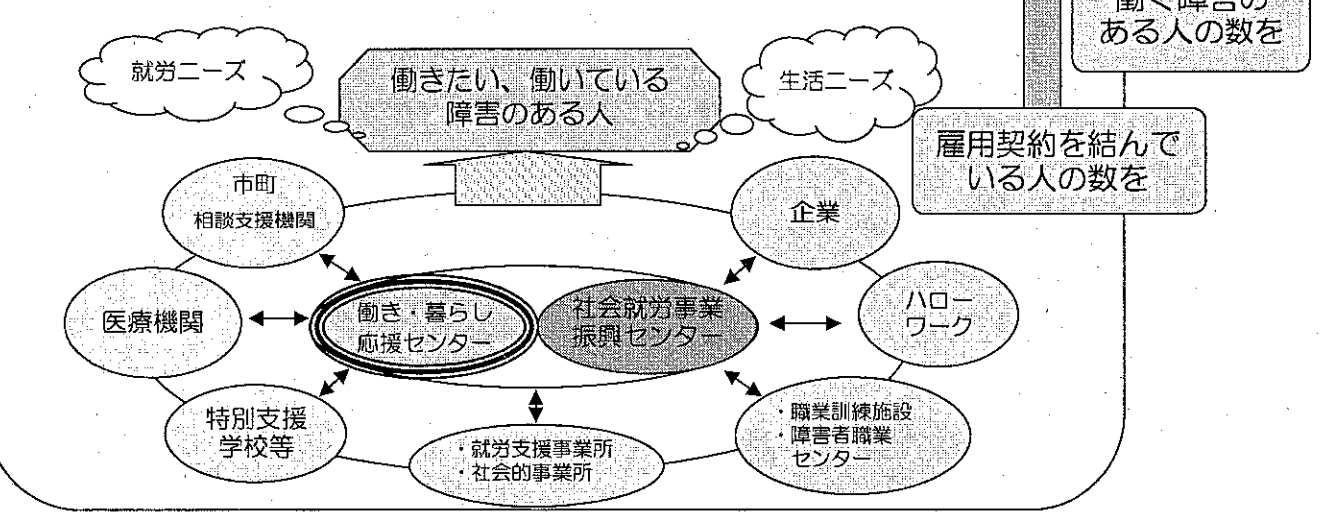
地域で安定した生活を送るためには、経済的な自立に向けた雇用、就労の実現が必要で  
す。また「働く」ことを通じて、社会の存続や発展に向けた役割を担うことで、生き甲  
斐やエンパワメントの実現につながります。しかしながら、障害に対する理解が不十分  
なことや、支援体制の問題などから、障害のある人の働きたいという思いが十分に実現  
できていない現状となっています。“もっと働きたい”という思いを応援するために必  
要な施策を進めます。

平成26年度



## 現状

障害者就労生活支援ネットワークの構築



## 具体的な取り組み方策

### 戦略的施策

- 障害のある人の「働きたい」という思いを実現する雇用の場の拡大
- 就労を支援する事業所や地域活動支援センターにおける就労収入の向上
- 労働・福祉・教育の連携の強化

### 戦略事業

- ★：新たに実施する事業
- ：充実・強化する事業

#### 雇用の場の拡大

- 特例子会社の設置促進（4か所(H23)→6か所(H26)）
- 法定雇用率達成企業割合の向上（50.4%(H23)→65%(H26)）
- トライWORK推進事業の活用など、職場実習の推進
- 福祉的就労の場の確保（就労継続支援事業所）
- 社会的事業所の運営への助成

#### 就労収入の向上

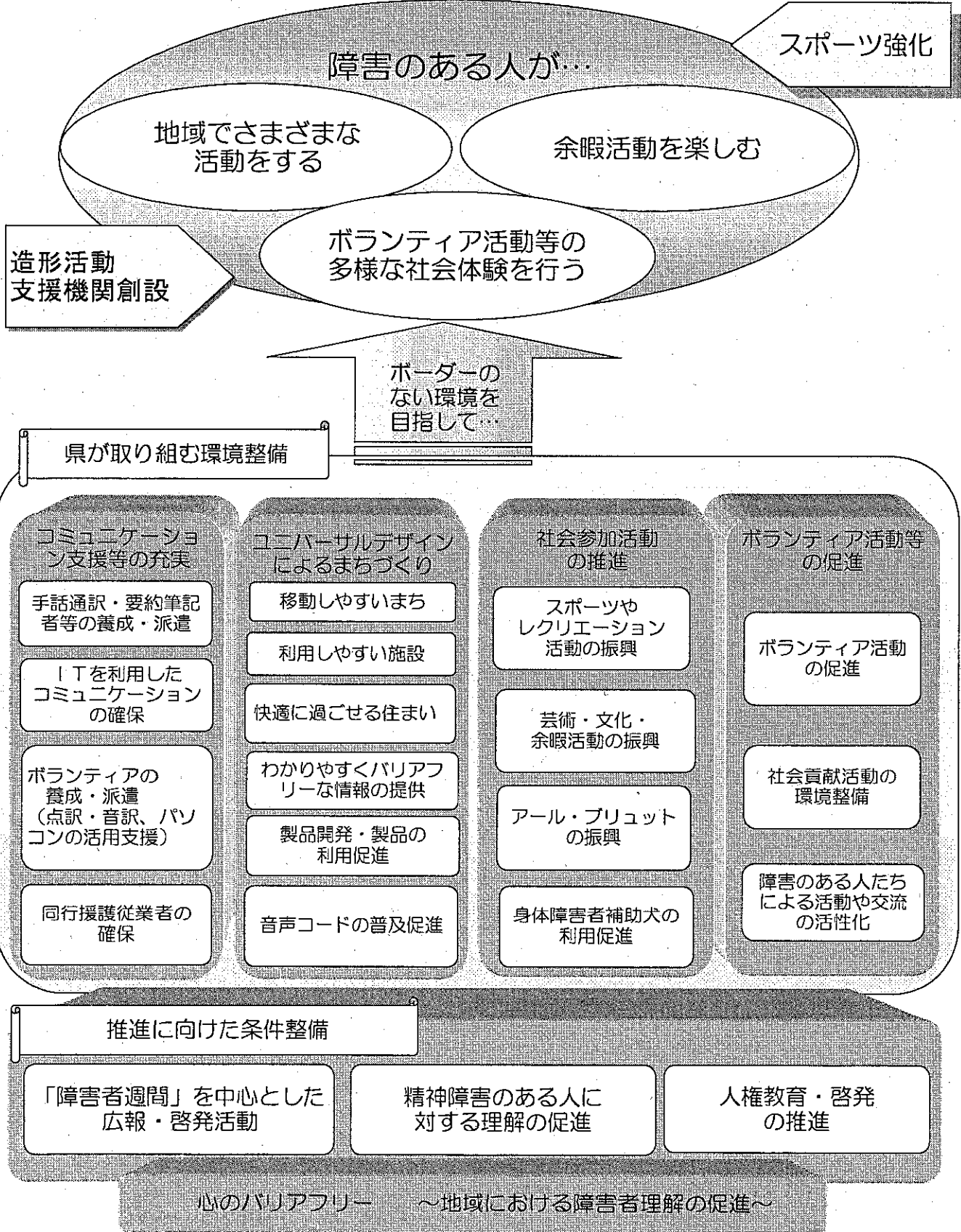
- 就労継続支援・就労移行支援事業所や地域活動支援センター等利用者の就労収入の向上のためのプロジェクトの実施  
（平均就労収入 約19,000円→約30,000円へ）
- 障害のある人を雇用する事業所や障害福祉サービス事業所等に対する官公需の優先発注の促進

#### 労働・福祉・教育の連携の強化

- 働き・暮らし応援センター機能強化
- 企業・労働・教育・福祉の連携による県域における滋賀障害者就労生活支援ネットワークの充実（企業情報等の集約、支援人材の育成等）
- 各福祉圏域における働き・暮らし応援センターを中心とした障害者就労生活支援ネットワークの充実
- 「雇用推進行労使会議チャレンジしが」（行政、労働団体、経営者団体により設置）における滋賀県雇用推進プランの推進
- ★滋賀県障害者雇用促進検討会議と滋賀県障害者自立支援協議会における福祉、教育、労働の連携強化

# いきいき“活動”充実プロジェクト

充実した地域生活を送るためには、障害のある人もない人も同じように、当たり前  
に活動できる環境、すなわちボーダー（境界）のない環境を整えることが必要です。障害  
のある人が、地域でスポーツ、芸術、文化などさまざまな活動を行ったり、充実した余  
暇を過ごしたりすることにより、地域社会の一員としての役割を果たしたり、生きがい  
や楽しみを感じることができるよう、必要な施策を進めます。



戦略的施策

- 地域で暮らしたり、働いたり、さまざまな行事や活動に安心して参加でき、楽しむことができるためのコミュニケーション支援等の充実
- 安心してまちに出掛け、活動することができるためのユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- 生きがいと楽しみを感じることができるようなスポーツやレクリエーション、芸術、文化、余暇活動等の社会参加活動の推進
- ボランティア活動等の促進と、障害のある人が行う多様な社会体験活動への支援

戦略事業

★：新たに実施する事業  
○：充実・強化する事業

コミュニケーション支援等の充実

- 視覚障害のある人への情報提供、生活訓練、移動支援のための事業  
点字広報、点字情報ネットワーク事業、点訳・音訳ボランティアの養成、移動介護従業者の養成、点字訓練、歩行訓練
- 聴覚障害のある人のコミュニケーション確保のための事業  
手話ボランティアの養成、手話通訳者の養成・研修・派遣、手話通訳者の設置、要約筆記者の養成・研修・派遣、聴覚障害のある人の生活訓練事業、手話奉仕員の養成
- ITを活用したコミュニケーション支援の総合的な推進  
視覚障害者IT講習会、パソコンボランティアの養成・派遣
- ★音声コードの普及
- 盲ろう者への通訳・介助者派遣、生活訓練事業

ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- 移動しやすいまちづくり・利用しやすい施設の促進  
歩道環境の整備、バリアフリー対応型信号機の整備、鉄道駅のバリアフリー化（エレベーター等の設置）
- 住宅・県営住宅のバリアフリー化の促進

社会参加活動の推進

- ★アール・ブリュットの推進  
障害のある人の造形活動のすそ野の拡大  
造形活動における著作権等保護や活動内容にかかる相談支援、著作権等保護のためのガイドラインの周知  
作品展の開催を通じた作品発掘、情報発信  
作品の展示・収蔵を行う発信拠点の整備に向けた取組
- 障害者芸術イベント等事業
- 障害者スポーツやレクリエーションの振興  
障害者スポーツ大会等の開催、全国障害者スポーツ大会の派遣
- 盲導犬、介助犬、聴導犬の給付

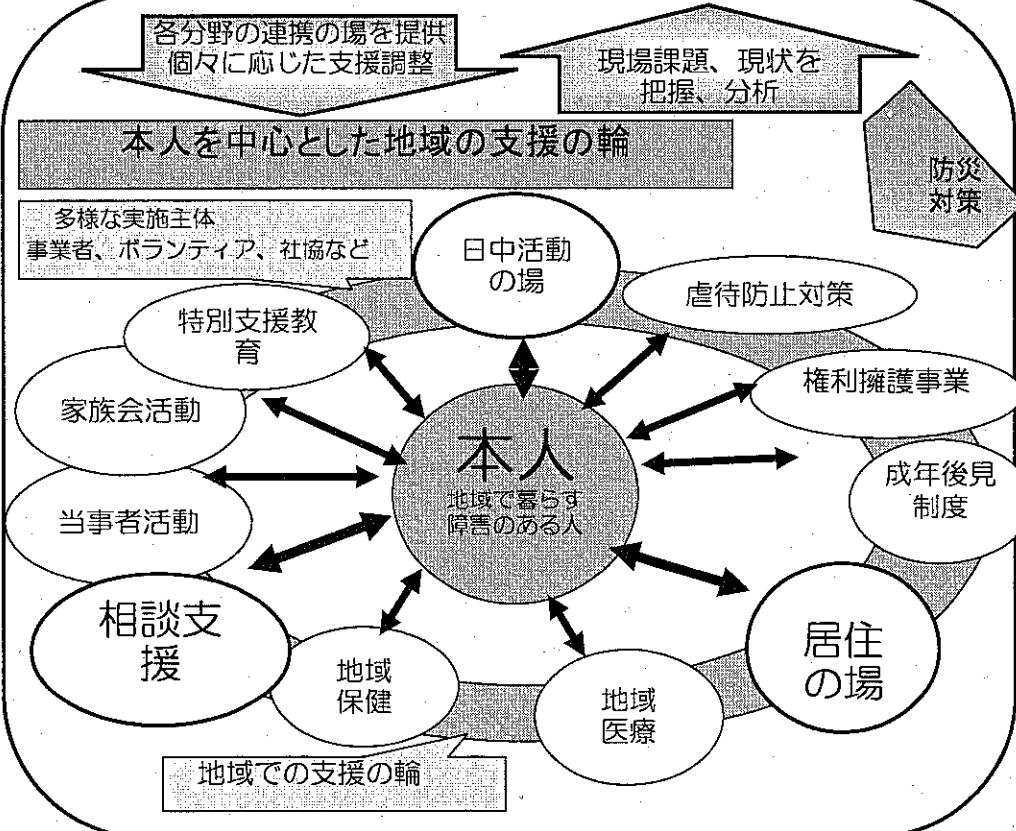
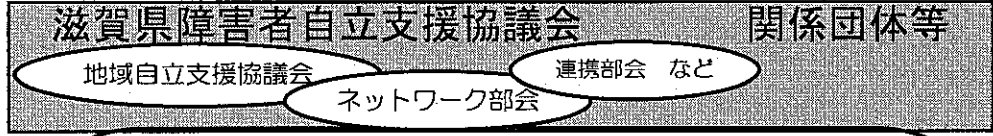
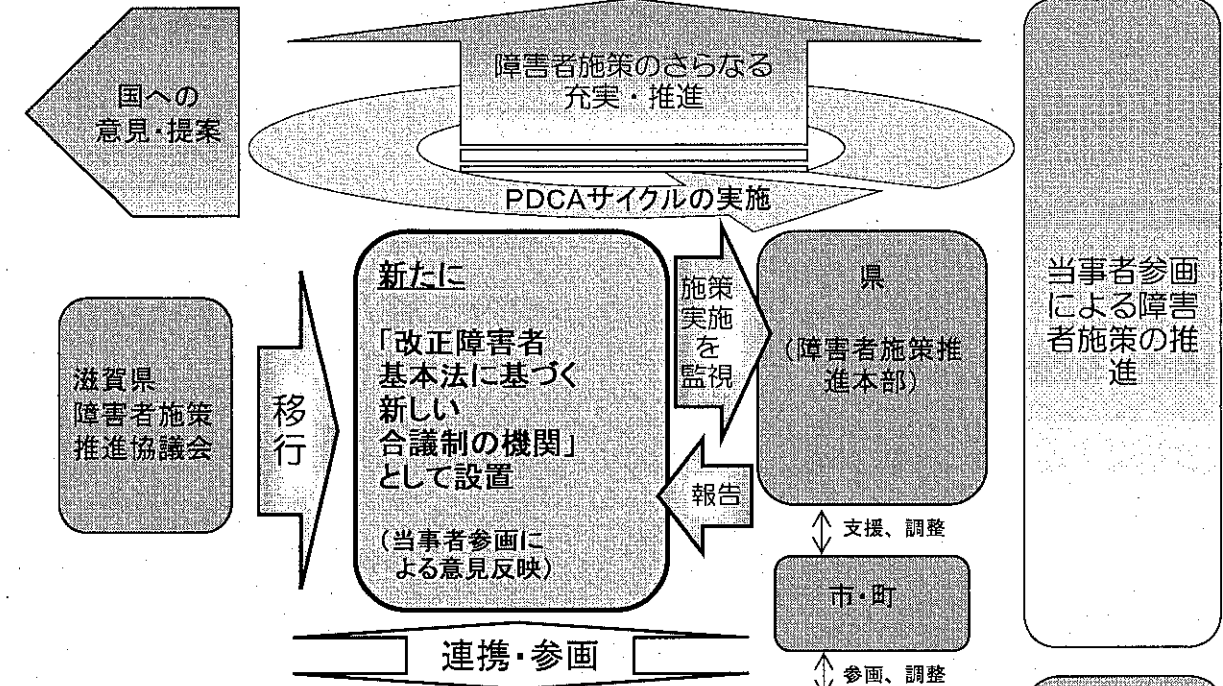
ボランティア活動等の促進

- ボランティア活動への支援（市町ボランティアセンターの活動支援）
- 障害のある人が自ら行うボランティア活動への支援
- 精神障害者地域生活協力員の設置（精神障害のある人へのボランティア活動支援）



# みんなの“共生のまちづくり”プロジェクト

障害のある人もない人も、いっしょに、いきいきと暮らす共生の地域づくりに向け、県民参加による福祉活動と当事者参画による障害者施策の推進を進めます。  
 また、障害者虐待の防止や防災対策など、新たな課題にも対応しつつ、PDCAサイクルによる障害者施策のさらなる充実・推進を目指します。



戦略的施策

- 新しい合議制の機関を中心とした当事者参画の施策推進
- 県民総参加による福祉活動の推進
- NPOや当事者、ボランティア団体等が行う活動への支援とインフォーマルな支援の開発
- 各種人材育成事業の推進
- 自立支援協議会を核とした地域連携の強化
- 障害者自立支援法に基づく相談支援事業の強化
- 糸賀思想の普及啓発、アール・ブリュットの振興による共生社会の実現

戦略事業

★：新たに実施する事業  
○：充実・強化する事業

新たな枠組みへの対応とさらなる発展へ向けて

- ★改正障害者基本法に基づく新たな合議制の機関の設置
- ★新たな合議制の機関への自立支援協議会による連携・参画の仕組みづくり
- ★障害者虐待の防止等にかかる取組みの実施、防災対策の推進
- ★アール・ブリュットの振興

各活動への支援

- 地域ボランティア活動の活性化支援
- NPOの育成と活動支援
- ボランティアグループ・団体の育成と活動支援
- インフォーマルサービスの育成と新たな取り組み支援
- 当事者活動の支援、ピアカウンセラーの活動支援、ピアサポート支援による社会参加の推進
- 障害児を育てる親の育児支援

人材育成の推進

- 県障害者自立支援協議会による各種人材育成事業の推進
- 相談支援にかかるキーパーソンの育成
- ボランティアコーディネーター、ボランティア活動リーダーの養成
- 医療・保健・福祉・労働の顔の見えるネットワークづくりの推進（顔の見えるネットワークづくり）
- ★糸賀一雄氏生誕100周年記念事業の企画、糸賀一雄記念賞の実施

地域連携の強化

- 相談支援事業者を核としたケアマネジメントの推進
- 県障害者自立支援協議会による相談支援体制の整備推進
- NPO、ボランティア団体の地域ケアシステムへの参画支援

相談支援事業の強化

- ★障害者自立支援法の改正に伴う相談支援機能の充実強化
- 相談事案解決のためのシステムづくり支援(再掲)
- ケアマネ従事者等の設置支援、相談支援員の質の向上(再掲)
- 地域ケアシステム推進事業～7福祉圏域の地域自立支援協議会の支援(再掲)
- アドバイザー派遣による人材育成

# 精神障害者の地域生活支援

精神疾患は身近な病気であるにもかかわらず気づきにくく受診につながりにくかったり、通院や通所が中断したりすることがあることから、身近な人や関係者が気づき、見守り、支援することが必要です。精神障害のある人ができる限り自らの望む地域で安心して生活できるよう、必要な施策を進めます。

## 目指す姿

速やかに受診でき、適切な治療を受けることができる

受診が難しい人・病状が不安定な人などが訪問型の支援を受けることができる

治療・支援を受けながら地域の中で安心して生活できる

身近な地域で専門的な支援を受けられる

精神疾患が身近な病気であることをすべての県民が理解

医療・保健・福祉の協働

県域と圏域・圏域と市町域の協働

地域の事業所・医療機関・住民・行政等の協働

## 平成26年度までの主な取組

精神疾患の早期発見・早期治療

入院生活から地域生活への移行支援

精神障害者の早期自立支援

精神科医療の充実

退院後の地域生活の定着支援

医療・保健・福祉の連携による治療・相談・支援

日中活動・訓練の機会の拡大、生活の場の確保

## 現状

精神疾患や精神障害についてよく知らない

病状が悪化した時が不安

地域に活動や訓練、生活の場が少ない

精神科の受診の仕方がわからない

受診したいときになかなか受診できない

受診や服薬がきちんできず病状や生活が安定しない

など

### 相談支援

相談支援事業所  
市町保健福祉センター  
精神保健福祉センター  
高次脳機能障害支援センター  
タカシマこもり支援センター  
ひびきこもり支援センター  
働ききこもり支援センター  
など

### 福祉サービス

日中活動系事業所（自立訓練・就労移行支援）  
生活継続支援（就労移行支援）  
居宅系事業所（共同生活支援）  
訪問介護（共同生活支援）  
所見訪問介護（共同生活支援）  
精神保健職業リハビリテーション  
シヨク事業協力事業所  
など

### 医療サービス

精神科病院  
精神科診療所  
精神科看護事業所  
精神科デイケア施設  
など

### 普及啓発・人材養成

各種団体  
市町保健福祉センター  
精神保健福祉センター  
大学など



## 具体的な取り組み方策

### 戦略的施策

- 精神疾患の早期治療と精神障害者への早期自立支援
- 精神科医療の充実と地域における医療、保健、福祉の連携による支援
- 精神科病院に長期に入院している人の地域生活への移行と定着の支援

### 戦略事業

- ★：新たに実施する事業
- ：充実・強化する事業

#### 早期治療と早期支援

- ★救急入院時の急性期症状に対応するための精神科病院の病室の改修
- ★学齢期における精神疾患の早期発見と精神疾患への理解を進めるための研究
- 精神科救急情報センターにおける緊急に精神科医療が必要な人に対する支援（精神科救急医療相談電話の充実、専門職員による対応）
- 多職種チームによる未治療者、治療中断者などに対する訪問型支援
- かかりつけ医と精神科医との連携による精神疾患の早期治療
- 救急告示病院における精神疾患患者への対応についての研修
- ひきこもり状態にある人への支援

#### 精神科医療の充実と医療、保健、福祉の連携

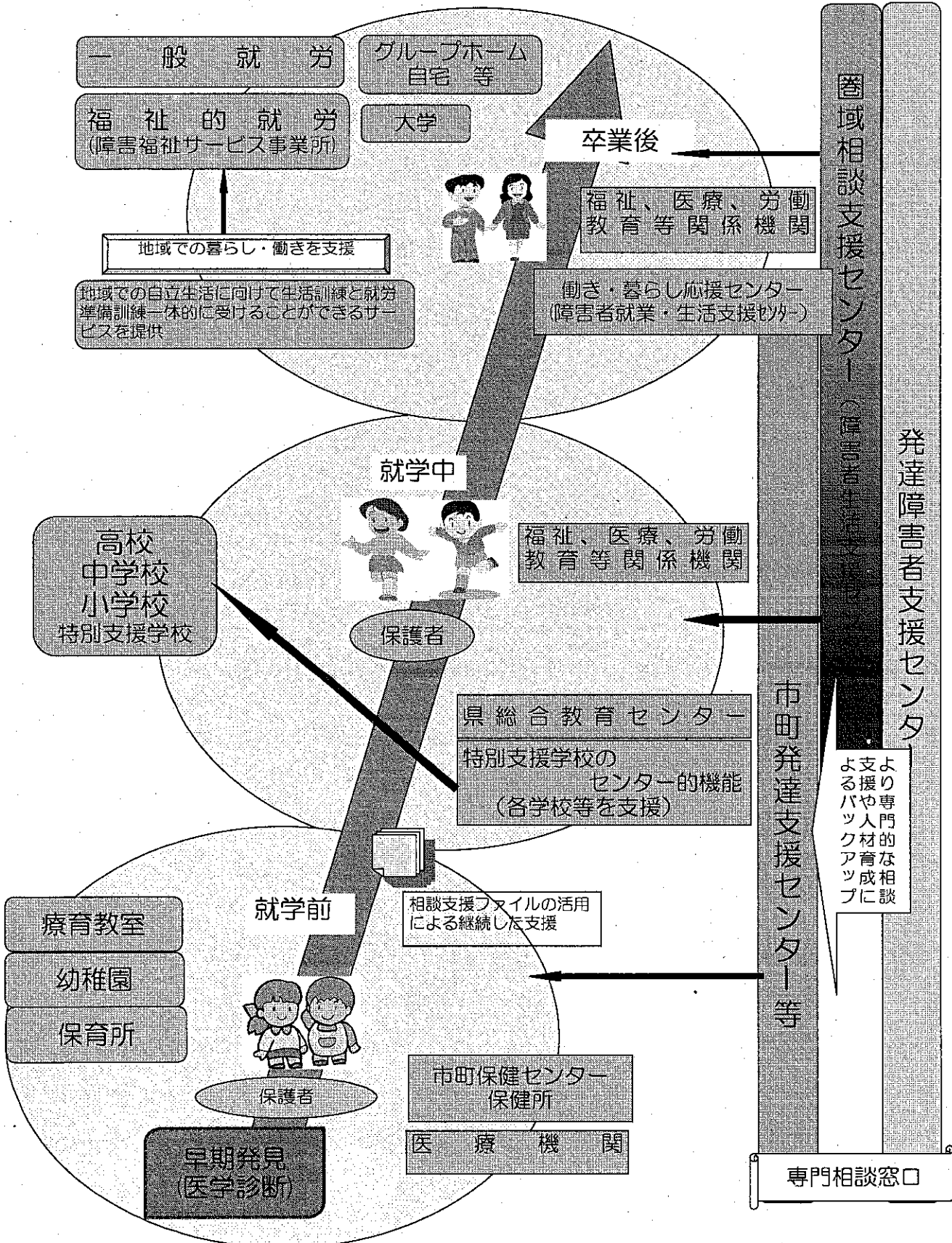
- ★保健医療計画に基づく医療機能の明確化、各医療機関等の機能分担や連携の推進
- ★高次脳機能障害支援センター、リハビリテーションセンター、保健所、障害福祉サービス事業所などのネットワークによる地域における高次脳障害者支援
- 精神科病院に勤務する医師、看護師の確保
- うつ病患者の診療や治療支援の質の向上（過量服薬の防止）
- 依存症の理解を進めるために当事者団体が行う活動に対する支援

#### 地域生活への移行と定着

- ★長期入院者などが退院後生活するためのグループホーム、ケアホームの整備
- ★退院が困難な高齢入院者の地域生活への移行支援
- ★地域の医療機関、障害福祉サービス事業所などのネットワークによる通院・通所が不安定な人に対する訪問型支援
- ★地域で暮らす精神障害のある人と住民との交流による理解者、支援者の発掘

# 発達障害者の地域生活支援

発達障害のある人が地域で安心した生活が送れるよう、身近な地域での相談支援を受けられる体制の整備や、暮らし、働き・活動するために必要な支援の充実に取り組みます。



## 具体的な取り組み方策

### 戦略的施策

- 発達障害の早期発見と早期の発達支援の充実
- 身近な地域で発達障害に関する相談ができる体制整備
- 発達障害者支援センターの専門機能の充実と県南部への相談支援機能拡充
- 地域で自立して暮らし、働き、活動するために必要な支援の充実
- 発達障害に関する医療的支援の充実
- 乳幼児期から成人期に至る継続した支援体制の充実

### 戦略事業

- ★：新たに実施する事業
- ：充実・強化する事業

#### 早期発見と早期発達支援

- 乳幼児健診等にかかわる関係者への研修等の実施による早期発見、支援の向上
- 巡回支援専門員の保育所等への巡回による発達障害の早期発見から早期発達支援

#### 身近な地域での体制整備

- 発達障害者に対する理解を広めるため県民を対象とした啓発の実施。
- 発達障害者支援キーパーソンの養成と相談支援体制の充実
- ペアレントメンターの養成による家族支援の充実
- 自立支援協議会を活用した地域ネットワークの構築

#### 専門機能の充実

- 市町域や福祉圏域の相談支援機関や直接処遇職員のバックアップ機能の充実
- 発達障害児者を支援する関係機関に対する「いぶき」のコンサルテーション（助言・指導）の充実
- 発達障害者支援にかかわる人材育成機能の強化

#### 働き・暮らすための支援の充実

- ★宿泊型の生活訓練と就労準備訓練の一体的な専門支援の実施により、発達障害者の地域での自立生活を支援
- ★既存の障害福祉サービス事業所へ支援ノウハウを提供し、発達障害者のサービス利用を促進

#### 医療的支援の充実

- ★発達障害の診断等ができる医師の養成を通じた医療的支援の充実

#### 生涯を通じた支援体制の充実

- 相談支援ファイルの活用により継続した支援を実施
- 自立支援協議会を活用した地域ネットワークの構築（再掲）
- 発達障害を理解する県域の支援関係者協議会による関係機関連携の強化



### 3 指標と数値目標

本プランの計画期間である平成26年度の目指すべき姿として、「暮らす」「働く」「活動する」「共生」の各分野に対応する4つの指標と、その数値目標を設定します。

指標の達成に向けた主要事項の目標数値も設け、達成状況を明らかにしつつ推進と進行管理を行います。

## 各分野の指標

分野	指標	平成17年度 実績	平成23年度 目標	平成26年度 目標
暮らし 実感指標	福祉施設入所者の地域生活への移行者数(人・累積)	18	107	135
	<p>障害のある人が“地域で普通に暮らす”ことの実現に向け、自らが選び、望む生活ができるようにすることが求められます。入所施設は障害のある人の支援に大きな役割を果たしていますが、地域移行が可能でできるだけたくさんの方が、こうした施設の生活から地域生活への移行を進める必要があります。</p> <p>そのためには、地域における日中活動や居住の場を整備し、障害の重い人なども含め、地域で安心して暮らすことができるようにしていく必要があります。その中での入所施設の機能、役割についても検討が必要です。</p> <p>こうした施策の成果を示すものとして、福祉施設入所者の地域生活への移行者数を指標にします。</p>			
働きたい 応援指標	障害のある人で働いている人の数(年間・人)	5800	8100(1.4倍)	9400(1.6倍)
	そのうち雇用契約を結んでいる人の数(年間・人)	3600	5300(1.5倍)	6300(1.8倍)
<p>障害のある人が“地域で働く”ことは、その収入による自立した生活や社会の一員としての喜びにもつながり、地域生活にあたって大切なものです。</p> <p>企業等へ一般就労や、それが困難な場合は就労継続支援事業等の日中活動サービスの利用、地域活動支援センターでの作業により、「働きたい」という思いに応えていく必要があります。</p> <p>そのためには、福祉と労働、教育などの各分野の連携により、こうした一般就労、福祉的就労を支援することが求められます。</p> <p>こうした施策の成果を示すものとして、障害のある人で働いている人の数を指標にします。</p>				
活動 充実指標	障害のある人ひとりあたりの社会参加活動回数(年間・延べ人)	0.7	2	3
	<p>障害のある人もない人も同じように社会に参加し、日常生活を主体的に楽しむとともに、地域社会においても役割を担うことが、地域における普通の生活の実現といえます。</p> <p>そのためには、社会的な障壁を除去し、交通機関等の社会的資源やコミュニケーション支援などの諸施策を進めるとともに、その積極的な活用を図ることが求められます。</p> <p>この指標では、障害のある人がこうした諸施策等の活用を図り、地域の各行事や等への程度参加できたのか、その参加状況を示すものです。芸術・文化やスポーツなど、多様化する様々な活動をとらえ、社会参加の回数を指標として設定します。</p>			
共生の まちづくり 指標	アール・ブリュットの魅力に触れた県民の数(H24～26累計・人)			6万人
	<p>糸賀一雄氏をはじめとする先人たちの努力により、福祉施設等での造形活動に熱心に取り組んできた歴史がある本県では、障害者の絵画や陶芸などの表現に芸術性を見だし、その作品の保存・活用、人材の育成に先駆的に取り組んできました。</p> <p>こうした取組により作品は、生の芸術「アール・ブリュット」として注目され、国内外で高い評価も得られるようになってきています。</p> <p>アール・ブリュットの魅力に触れた感動は、障害のある人や障害に対する理解を促すとともに、障害のある人が社会の一員として参画することにもつながり、糸賀一雄氏の「この子を世の光に」という理念を引き継ぎ、障害のある人とない人の共生社会を実現に資するものです。</p> <p>そこで、このアール・ブリュットの魅力に触れた機会を指標として設定し、アール・ブリュットの一層の振興を図っていきます。</p>			

## 指標達成に向けた重点項目(案)

区分	指標	平成17年度実績	→	平成26年度目標	備考
暮らす	福祉施設入所者の地域生活への移行者数(人)	18		135	H22実績 78
	入所施設利用者の削減(利用者数:人)	1,008		926	H22実績 981
	精神障害者の1年未満入院者の平均退院率(%)	72.7(H20)		77	
	精神障害者の5年以上かつ65歳以上の退院者数(人)	12(H23)		15	
	公営住宅のバリアフリー化率(%)	20.2(H22)		23(H27)	
	障害福祉サービス事業所等のサービス自己評価実施率(%)	70.3		100	H22実績 71.3
	発達障害者支援キーパーソン数(人)	0		42	H22実績 16
	障害のある子どもについて個別の指導計画を作成している割合 小 (%)	96.1(H20)		100(H25)	
	障害のある子どもについて個別の指導計画を作成している割合 中 (%)	97.0(H20)		100(H25)	
	障害のある子どもについて個別の指導計画を作成している割合 高 (%)	14.3(H20)		50(H25)	
	個別の教育支援計画を作成している割合 小 (%)	29.4(H20)		70(H25)	
	個別の教育支援計画を作成している割合 中 (%)	35.0(H20)		70(H25)	
	個別の教育支援計画を作成している割合 高 (%)	10.2(H20)		50(H25)	
働く	障害のある人で働いている人の数(人)	5800		9400	H22実績 7300
	そのうち雇用契約を結んでいる人の数(人)	3600		6300	H22実績 4700
	福祉施設から一般就労へ(人)	33		121	H22実績 61
	働き・暮らし応援センターからの就職者数(人)	107		500	H22実績 369
	就労移行支援事業の利用者数(人)	336(H19)		576	H22実績 376
	ハローワーク経由による福祉施設利用者の就職者数(人)	20		121	H22実績 54
	福祉施設から一般就労へ移行する者で委託訓練事業の受講者数(人)	1		37	H22実績 0
	福祉施設から一般就労へ移行する者でトライアル雇用事業の開始者数(人)	7		61	H22実績 26
	福祉施設から一般就労へ移行する者でジョブコーチによる支援者数(人)	5		61	H22実績 23
	法定雇用率達成企業割合(%)	54.5		65	H22実績 56.5
	平均工賃(円)	16600(H18)		30000	H22実績 19,221
活動する・共生のまちづくり	造形活動を行う福祉施設(箇所)	61(H23)		120	
	障害者アート公募展への応募者数(人)	252(H23)		328(1.3倍)	
	コミュニケーション支援派遣回数(回)	6,000		11,000	H22実績7,778
	福祉読本の活用率 小学校(%)	39.9(H21)		60(H27)	
	福祉読本の活用率 中学校(%)	15.1(H21)		60(H27)	
	障害者理解に関する講話や体験学習等を実施する小中学校(児童生徒対象)(%)	88.4		100	H22実績 98.8
	障害者理解に関する講話や体験学習等を実施する小中学校(保護者対象)(%)	35.5		100	H22実績 37.7
	歩道の整備率(%)	37.3(H20)		64.2(H24)	
	駅のバリアフリー化率(乗降客1日3千人以上)(%)	55.6		80.5	H22実績 75.6
	共同住宅のうち道路から各戸の玄関までの車いすで通行可能な住宅ストック(%)	16.2(H20)		32(H32)	





## 4 事業量見込み

障害福祉計画の第3期計画期間である平成24年度から26年度について、障害者自立支援法に基づくサービス等の事業量を見込むものです。

各市町において必要なサービス量を見込み、これを積み上げて設定しています。

## 事業量見込み(案)

(人)

区分	項目	参考H22実績	平成24年度見込	平成25年度見込	平成26年度見込
訪問系サービス	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	2391	3222	3477	3742
日中活動系サービス	生活介護	※2338	2478	2579	2692
	自立訓練(機能訓練)	27	47	53	58
	自立訓練(生活訓練)	40	70	81	94
	就労移行支援	229	378	453	576
	就労継続支援(A型)	183	241	207	380
	就労継続支援(B型)	※2101	2456	2587	2677
	療養介護	14	218	225	231
	短期入所	565	771	848	931
居住系サービス	共同生活援助 共同生活介護	788	904	997	1079
	施設入所支援	※965	944	926	907
相談支援	計画相談支援		944	1893	3087
	地域移行相談支援	100	51	57	64
	地域定着相談支援		46	63	76

※生活介護、就労継続支援B型および施設入所支援については、対応する旧法施設の実績も加えています。

区分	項目		平成24年度見込	平成25年度見込	平成26年度見込
県地域生活支援事業	発達障害者支援センター運営事業	箇所(人)	1(800人)	1(810人)	1(820人)
	障害者就業・生活支援センター事業	箇所(人)	7(420人)	7(460人)	7(500人)
	高次脳機能障害支援普及事業	箇所(人)	1(130人)	1(140人)	1(140人)
	障害児等療育支援事業	箇所	1	1	1
	都道府県相談支援体制整備事業	アドバイザー数	18	18	18
	手話通訳者養成研修事業	人	20	20	20
	要約筆記者養成研修事業	人	20	20	20